

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）【9】）」
2. 日時：令和5年11月17日（金） 13時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力技術部長 他15名（※うち6名）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請 コメントリスト（放射線被ばく関連）
- ・資料2 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請における条文整理表（DB 条文）
- ・資料3 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容及び変更理由について
- ・資料4 申請条文に対する設置許可基準規則 適合のための設計方針と申請書記載の整合性について
- ・資料5 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉設置許可基準規則への適合性について（高燃焼度燃料の使用）＜補足説明資料＞抜粋版
- ・資料6 使用済燃料の設計用線源強度について
- ・資料7 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に係る事実確認リスト（放射線被ばく関連）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁スズキです。
0:00:04	本日は九州電力玄海原子力発電所、
0:00:08	高燃焼度燃料導入等の設置変更許可申請に係るヒアリングを実施して いきます。
0:00:16	本日は、主に放射線被ばく関連のところを中心に行っていきます。
0:00:23	紙資料につきましては、九州電力から、
0:00:28	資料 1 から 6 まで 6 まで、出ておりました、
0:00:34	それから、原子力規制庁審査チームから、
0:00:39	事実確認リストを出しております。
0:00:44	当日確認リストは九州電力の資料番号に続けて 7 番という扱いにしたい と思います。
0:00:57	九州電力の資料 1 から 6 につきましては、事前に目を通しておりました、
0:01:06	審査チームから出しています。
0:01:08	事実確認リストはその内容について確認を行うための内容を、を、
0:01:16	つけております。で、
0:01:19	前回の 10 月 25 日の、
0:01:23	ヒアリングで、放射線被曝関連の事実確認委員リスト 57 番まで、
0:01:30	出しておりましたので、本日付の事実確認リストは 58 番から 80 番まで になります。
0:01:41	それで事前に九州電力の資料の方を目を通して、
0:01:48	この 50 事実確認リスト、資料 7 事実確認リスト 57 番から、ごめんなさい、 失礼しました 58 番から 7、80 番まで、
0:02:00	前回の 10 月 25 日ヒアリングの時に、
0:02:04	今後確認をしようと言っていたところで、上がって来てないものにつきましては、
0:02:12	現時点の九州電力の資料。
0:02:14	で、とりあえずのところは、確認できたというステータスだというふうにご 理解ください。ただまだ確定したわけではありませんので、
0:02:23	今後他の関連のヒアリング等当日確認をしていったときに、
0:02:28	関連するところが出てきましたら、また追加でという可能性もありますの で、その辺はご承知おきください。
0:02:35	本日の時点ではとりあえず 58 から 80 番まで確認をしたいというところ です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	九州電力の方から、本日付の資料 1 から 6 について、特段説明をしておきたいというところがないようでしたら、
0:02:51	格差早速確認の方から入りたいと思いますけど、よろしいでしょうか。
0:03:03	九州電力、植原です。
0:03:06	資料 1 から 6 につきまして九州電力から説明したいことございませんので、本日の資料 7 から確認の方、よろしく申し上げます。
0:03:13	以上です。
0:03:15	原子力規制庁スズキです。では、資料 7、事実確認リスト。
0:03:19	58 番から、確認をしていきます。
0:03:25	58 番につきましては、九州電力の植原です。
0:03:29	大変申し訳ありません。
0:03:32	社内の、
0:03:34	順番の関係で、
0:03:38	原子力発電本部の方に、設備側のものと法案側のものが来ますので、
0:03:44	それに関連して、
0:03:47	確認、自立確認リストのうちの、
0:03:51	75 番。
0:03:53	から先に順番を、
0:03:55	説明していただいてもいい。
0:03:57	よろしいでしょうか。
0:03:58	減少規制庁スズキ 75 番から 79 番までを先にということでもよろしいですか。
0:04:05	80 番も先に確認してもよろしいでしょうか。75 から 79 までで大丈夫です。よろしく申し上げます。
0:04:13	原子炉規制庁都築です。では
0:04:16	事実確認リスト 75 番から始めていきます。
0:04:29	まず、75 番につきましては、10 月 25 日のヒアリング、
0:04:35	41 番 42 番の続きになります。
0:04:54	4142 は、設置許可基準規則 31 条の、
0:05:02	監視測定設備に係る
0:05:05	変更内容ですけれども、本日の資料で言いますと、資料。
0:05:11	に、申請条文整理表オオノ、
0:05:16	申請、
0:05:18	× の理由のところ、
0:05:38	前回の事実確認の方で修正をしていただいた。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:44	ところですけども、
0:05:55	年、
0:05:57	記載していただいた内容の、
0:06:01	申請書本文 5 号炉。
0:06:03	両括弧 3、ローマ数字両括弧 1、
0:06:08	Aポツ両括弧Y、
0:06:10	イを設計方針として、
0:06:13	挙げていただけてますけれども、ここについてはそもそも基準の要求そのものの裏返し、
0:06:20	の方針になりますので、
0:06:22	具体の設備について挙げてるところは、本文 5 号のちいの両括弧 1、
0:06:30	ローマ数字両括弧 1 と、同じ量ところの両括弧 2、ここが、
0:06:38	監視設備、監視測定設備そのものの記載ではないかなというふうに思いますけれども、
0:06:45	こちらの、
0:06:47	構成とか、
0:06:51	そういったものに変更があるかないかという。
0:06:54	ところで、具体的にそこが変更ないのでしたらないというふうに、
0:06:59	書いてもらいたいなという。
0:07:06	九州電力の植原です。
0:07:09	はい。
0:07:09	条文整理表の、
0:07:12	第 31 条の監視設備の申請。
0:07:15	Noマツノ理由のところにつきまして、案、確認事項のリストのナンバー、
0:07:22	75 に記載あります通り、
0:07:25	本文五号地
0:07:26	両括弧 1 の括弧iから、
0:07:30	あと、同括弧に、
0:07:33	について、
0:07:35	設備変更ありませんので、
0:07:37	こちら追記させていただきます。
0:07:39	以上です。
0:07:41	経常規制庁スズキですでは修正のほうよろしく申し上げます。
0:07:46	続いて、
0:07:49	事実確認リスト 76 番、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:53	これは前回ヒアリング、10月25日のヒアリングの時の、
0:07:59	43番の続きでこれも同じく設置許可基準規則31条です。
0:08:14	昆、同じくし、本日の資料2の条文整理表の中で、
0:08:21	設計基準事故時につきまして、
0:08:25	旧原子力安全委員会の審査指針の
0:08:31	発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する
0:08:36	指針。
0:08:37	による設備の設計方針ということで、
0:08:41	添付書類8の、
0:08:44	1、
0:08:45	1ポツ
0:08:46	8ポツ1ポツ1ポツに、
0:08:50	ここを挙げられているんですけども、
0:08:55	これが先ほど、
0:08:59	一つ前75で言った、
0:09:02	本文551の両括弧1、ローマ数字両括弧1及び、両括弧2、
0:09:09	この設備相当する。
0:09:11	説明になっているのかどうかというところを確認したいと思います。説明をお願いします。
0:09:20	九州電力の植原です。
0:09:23	はい。
0:09:24	添付書類8の8ポツ1ポツ1ポツ2に記載しております。
0:09:30	発電用軽水炉、
0:09:32	軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針、
0:09:37	希望する設計としておりますのは、
0:09:40	ご認識の通り本文5地、
0:09:43	図の両括弧1のローマ数字のIの両括弧、両括弧ローマ数字1、及び同括弧、両括弧2の設備に相当しますので、
0:09:53	相当します。こちらについては、何、何か城常務整理表とかに追記した方がよろしいでしょうか。
0:10:02	はい、原子力規制庁スズキです。
0:10:05	条文整理表の
0:10:08	本日資料2の、
0:10:10	24ページのところです。
0:10:13	3号4号炉申請バスの理由の1段落目のところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:19	点今言った添付書類 8 の 8 ポツ 1 ポツ 1 ポツ 2 に記載してるようにという言い方になっているんですけども、
0:10:29	設備を変える会の議論につきましては、先ほどの 75 番で言った通り、
0:10:37	本文 5 号のうちの方に、説明をしてもらいたいところですので、
0:10:43	す。
0:10:44	その内容が具体的には 8、添付書類 8 の 8 ポツ 1 ポツ 1 ポツに記載しているとしてもですね。
0:10:52	設備としてはそこに絡めて、それに定められた。
0:10:56	測定上限設置場所等満足設備として、
0:11:03	本文 5 号値の該当記載。
0:11:06	の設備は変わらないという形で明示していただきたいと思う。
0:11:14	九州電力の植原です。はい、承知いたしました。追記いたします。以上です。
0:11:19	市長都築です。では続けて。
0:11:23	77 番。
0:11:25	です。
0:11:26	こちらは 10 月 25 日、ヒアリング。
0:11:30	の時の、
0:11:32	44 の続きになります。
0:11:37	44 号設置許可基準規則の 31 条に係る
0:11:44	前回のナンバー 44 で、
0:11:49	この 31 条の解釈で書いてあります。
0:11:54	放射線源放出点及び予測される方生物の放出経路等の適切な場所での、
0:12:02	測定がなされることと、そういう要求が、
0:12:07	解釈としてありますけれども、そちらについて、
0:12:11	一応、
0:12:13	そういった出したところですけども、今回の
0:12:18	資料 2 の申請場丸野宛申請×の理由のところでは特段そこが、
0:12:25	説明されておらずでこれ自体がそもそも存在しているのかどうか。
0:12:31	存在しないんだったらそういったものはないと。
0:12:34	C、
0:12:35	あるのであればそれも含めて先ほどの、
0:12:38	本文 5-1 の該当記載のところに記載があるのであれば、そこにも変更がないというところが、説明を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:47	して欲しいところ。
0:12:53	はい、九州電力の植原です。
0:12:56	今ご指摘ありました確認事項リストの 77 番の、
0:13:00	星放射線源放出点及び予想される放射性物質の放出経路等、
0:13:07	適切な場所での測定監視場所はどこかということにつきましては、本日の
0:13:12	ヒアリング資料の資料 2 の、
0:13:15	業務整理表の第 31 条。
0:13:18	こちらのまた書き以降に記載させていただいておりますが、
0:13:23	プロセス、
0:13:25	この
0:13:26	記載に関連して、プロセスモニターの設備やエリアモニターの設備、
0:13:30	周辺モニタリング設備等を設けて、中央制御室で監視する設計としておりまして、その具体的な監視場所や設備の設置位置等につきましては、
0:13:40	添付書類、
0:13:41	8 の、
0:13:43	8 ポツ 1 ポツ 1 ポツ 3 の両括弧 2 の方に記載しております。
0:13:52	夕食成長それでちょっと、もう具体的に確認したいと思いますので、
0:13:58	これは今回申請していないので、
0:14:03	許可の申請書の記載。
0:14:05	そして、
0:14:06	確認をしたいと思います。
0:14:16	九州電力の植原です。
0:14:19	現状、条文整理表に記載さし、記載しておりますのは許可の、申請書の記載箇所ですので、
0:14:26	こちらについて、具体的な
0:14:30	設備、夜間強い場所。
0:14:33	について、
0:14:34	条文整理表の第 31 条の説明の中で、
0:14:39	ご説明いたします。
0:14:43	以上です。
0:14:51	原子炉規制庁鈴木です。今、
0:14:54	開けるのであれば、
0:15:00	お互いに同じところを見て、
0:15:03	話をしたいんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:08	8点。
0:15:11	A3。
0:15:13	の中の、
0:15:16	両括弧2、
0:15:17	ていうのが、
0:15:19	放射線監視設備で、まず一つ。
0:15:24	ほっとしてプロセス。
0:15:26	モニタリング設備、
0:15:29	それから、bポツで、エリアモニタリング設備、
0:15:34	となっていますけれども、
0:15:38	この中の、
0:15:42	どれから、今、
0:15:46	話をしていたところ、該当するもので、
0:15:50	すべてではない。
0:15:58	具体的にどの、
0:16:01	設備、
0:16:03	該当するかということとは、
0:16:08	記載されてますでしょうか。
0:16:24	九州電力の植原です。
0:16:27	こちらの、
0:16:28	具体的な設備について、どれが何に該当するかというのは、
0:16:35	また別途、ご説明さしあげようかなと思いますが、原子力発電本部の方で何かありますか。
0:16:49	特にないようですので、
0:16:51	また別途この
0:16:55	解釈で要求のある、
0:16:57	この設計方針に対して具体的な設備が何かというのは、
0:17:01	説明させていただこうかと思います。
0:17:03	はい、原子炉規制庁鈴木です。条文整理表の、
0:17:08	最後のくだりで、
0:17:10	具体的な設備としてここに、
0:17:13	サッと書けるぐらいの分量でしたら、書いていただければ、それを我々に読んで確認しますし、
0:17:22	結構分量があるっていうようでしたら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:28	ちょっと補足説明に入れるかどうかは別として一旦、1枚ものぐらいで資料にさせていただいて、
0:17:35	出させていただく。
0:17:42	九州電力の相原です。はい、承知いたしました。
0:17:49	では、続けて、78番に、
0:17:54	います。
0:18:00	78は、10月25日のディス確認リストの
0:18:06	49番の続きで、49番は、
0:18:11	32条イシカワ基準値と32条7項に係るものです。
0:18:18	で、
0:18:20	前回、
0:18:21	49番で、
0:18:25	基準で求めている。
0:18:28	放射性物質を低減させる。
0:18:31	という設備について、
0:18:34	記載をしていただいたところだと思う。
0:18:38	ています。
0:18:42	それが、
0:18:44	資料2の、
0:18:47	26ページとして、
0:18:51	本文55。
0:18:52	Bポツ、両括弧3、両括弧、ローマ数字1、
0:18:57	両括弧4両(口)ます時に、Aポツ、及び、
0:19:02	両括弧4、
0:19:04	両括弧、ローマ数字3、ここに具体的な、
0:19:08	原子炉格納容器スプレイ設備と、
0:19:13	アニュラスの浄化、
0:19:15	設備と安全補機室の評価説明。
0:19:19	そして、
0:19:20	項目を挙げていただいている。
0:19:22	ところだと思いますけれども、
0:19:27	まず、
0:19:28	本文、午後、口の一般事項として、
0:19:33	両括弧3、両括弧ローマ数字1、Aポツ、両括弧A、Aのところでは、
0:19:41	基準の裏返しになるような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:46	書き方をしているかなと思うとちょっとここだけ微妙に違ってですね、具体的に、
0:19:54	先ほど言った、スプレイ設備とか浄化設備って要素、
0:20:00	特に無機ヨウ素、有機ヨウ素が部分的フィルター等であるかもしれませんが、
0:20:05	その辺を低減する、或いは除去する設備、
0:20:09	として載っているんですけども、
0:20:13	本保吾郎の方ではヨウ素を低減、
0:20:17	また除去するという内容に続いて、その結果として環境への補核分裂生成物の濃度、
0:20:26	減少させるという言い方になっていまして、
0:20:31	これが、
0:20:33	13条2号、
0:20:35	法の評価において放射線障害を
0:20:38	及ぼさないこと。
0:20:40	確認しているっていうふうに理解しました。
0:20:44	で、その、
0:20:46	標記なんですけれども、そもそも、
0:20:50	旧原子力
0:20:52	すいません規制委員会と書いてます安全委員会ですね。
0:20:55	原子力安全委員会の、発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針、それから、
0:21:04	発音、発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針、ここにおいては、
0:21:11	32条7項と同じ放射性物質の濃度を減少とか低減という言い方に、
0:21:19	なっているんですけども、
0:21:22	既許可の本文5号炉については、
0:21:25	核分裂生成物に言及。
0:21:28	しているので、ここが、
0:21:30	同じことを指しているのか、体があるのか、そこをまず説明をお願いします
0:21:40	はい。九州電力の植原です。
0:21:44	こちらにつきましては、
0:21:45	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針、
0:21:50	こちらの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:51	3 ポツ 3 の、
0:21:53	環境への放射性物質の異常な放出。
0:21:57	このうちの、
0:21:59	3 ポツ 3 ポツ 5 ですね。
0:22:01	原子炉冷却材喪失。
0:22:14	アカシ町に記載して、
0:22:16	おりますが、
0:22:17	こちらに核分裂生成物の条件と示されておりまして、既許可の本文 15 においても、環境への
0:22:25	個別生成物の放出というふうに記載しております。
0:22:29	ご指摘の記載箇所については本設備が、この一次冷却材喪失事故 等々想定しておりますので、
0:22:36	そのため核分裂生成物というふうに記載しておりまして、体はありません。
0:22:41	以上です。
0:22:44	原子炉規制庁鈴木です。
0:22:47	旧原子力安全委員会の安全評価審査指針の中では、
0:22:54	その先ほど言った設備の具体的に低減削減、除去する。
0:23:03	対象として要素を上げていって、
0:23:06	この指針の中でもそのヨウ素の除去としての除去効果、或いは低減効 果として、
0:23:13	見込むということが書いてあることに倣って、13 条 2 号、
0:23:18	コウの評価をしていて、それ自体は放射線障害を及ぼさないこととい う、
0:23:25	結論にななっているそこに、特段対応はないので、核分裂生成物という ふうにして書いてるところは、
0:23:33	13 条に誤報。
0:23:36	側の方、ちょっと現新規制基準ではそこによ。
0:23:43	迷った形に、
0:23:45	書いていて、それ自体は、
0:23:48	32 条 7 項の放射性物質濃度を、減少、或いは低減するということと 同意であるというふうに理解しました。
0:24:02	ちょっと直接的に 32 条 7。
0:24:06	項としては、評価指針、安全評価審査指針というよりも、安全設計審査 指針、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:14	側の方の代わりとしてできているところだと理解しているので少しわかりにくいところが、
0:24:20	あるかなあ。
0:24:21	思いますので、
0:24:25	可能でしたらここのところは今言ったような、13条との絡みでそういうふうな、
0:24:32	書き方にしているというところを、し、
0:24:37	資料2の中で、
0:24:39	注釈か何か入れて、
0:24:41	わかりやすくしていただく。
0:24:43	ことができますでしょう。
0:24:50	九州電力の植原です。
0:24:52	はい。本日ヒアリング資料の資料2の条文整理表の第32条、
0:24:57	7項、
0:24:59	の中に、
0:25:00	今言った説明のようなものを、
0:25:04	追記させていただきます13条との関連で、
0:25:08	その設備を設けているといったもの旨を記載させていただきます。以上です。
0:25:16	はい。お願いします。今日は引き続いて、
0:25:20	事実確認リスト79、これは
0:25:26	10月25日のヒアリング時のナンバー50の続きになります。
0:25:33	No.50は、
0:25:37	同じく設置化基準規則32条7項を、
0:25:41	のを、
0:25:43	内容になります。
0:25:49	その70、ナンバー50の
0:25:52	説明としても、今日の資料2の、
0:25:56	26ページのところで、
0:26:00	具体の設備として本文、
0:26:03	午後、李の内容について項目を挙げていただけてますけれども、
0:26:09	その
0:26:11	放射性物質の、
0:26:13	濃度を、
0:26:14	減少する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:17	ということに関して、
0:26:19	アニューアラ一数空気浄化設備と安全補機室空気浄化設備は、具体フィルターの効率、
0:26:27	本文 5 号、
0:26:29	B、記載して、
0:26:32	その仕様を定めていますけれども、
0:26:37	同じく本文おごりの両括弧 3 のローマ数字両括弧 1、
0:26:43	のところにある原子炉下部のユキスプレイ設備、これについてのヨウ素の低減の、
0:26:49	使用に係る記載っていうところが具体的にしようとしての記載はないようですけれども、
0:26:57	コウはなくし記載しない理由っていうのはある。
0:27:05	はい、九州電力の植原です。
0:27:08	発電用、こちらにつきましては、
0:27:12	運用ガイドですね、発電用原子炉施設の設置変更許可申請に係る運用ガイドにおきまして、
0:27:18	実用炉規則第三条の、
0:27:20	第 1 項第 2 号 B、原子炉格納施設の括弧。
0:27:24	4 番のその他の主要な事項。
0:27:28	というのの例示としまして、原子炉格納施設内の雰囲気の浄化系、
0:27:34	等に係る事項というふうに、
0:27:37	シライが、
0:27:39	あります。
0:27:41	こちら原子炉格納施設内の雰囲気の浄化系ということで、逃がす空気浄化系、安全補機室空気浄化系統が例示されておりますので、
0:27:51	兼松空気浄化設備、
0:27:53	及び安全補機室空気浄化設備の、
0:27:56	栄養素低減の仕様というのを本文午後、
0:28:00	モリの方に記載させていただいております。
0:28:05	以上です。
0:28:08	原子炉規制庁鈴木です。そこは例示としてそういう、
0:28:14	ことになっているので例示と同じように記載したというところは理解しました。そうすると、
0:28:21	先ほどちょっと
0:28:23	13 条の 2 号、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:26	の、
0:28:27	ポートの絡みの話が少し出てきましたけれども、
0:28:31	13 条 2 号のは、
0:28:33	そして、
0:28:37	ごめんなさい 13 条 2 号の方ですね。
0:28:41	方の方として、
0:28:44	格納容器スプレイ設備の要素低減、
0:28:49	の効果を、
0:28:52	見込むときには、
0:28:54	その仕様等については、直接的に使っていない。
0:29:01	もしくは、使うのであればテンパチから持ってくるしかないという
0:29:06	そういうことになるんでしょう。
0:29:12	はい。九州電力の植原です。
0:29:15	地区基準規則の 13 条の 2 項の方。
0:29:19	であります。
0:29:21	原子炉一次冷却材喪失事故等で記載いたしております、原子炉格納容器スプレイ設備の予想低減の仕様ですけれどもこちらにつきましては、
0:29:30	今ご認識の通り、
0:29:34	エイシ設備仕様としましては本文 5 号に記載しているものと添付 8 に記載しているもの、こちらを含めて、
0:29:41	確認することができますという状況です。
0:29:45	以上です。
0:30:21	原子力規制庁スズキです。今、
0:30:26	7 月 20 日の審査会合の資料 1-4、補足説明資料を、
0:30:32	見ているんですけれども、その中の 13 条の、
0:30:38	別添 3 の 17 ページ。
0:30:42	を確認したいと思います。ちょっとヒライ。
0:30:48	通しで、
0:30:49	332 ページ。
0:30:53	かと思いますが、
0:30:57	はい。
0:30:58	確認いたしました。
0:31:00	はい。原子炉規制庁杉ですこの中で、減少格納容器スプレイすによる、
0:31:06	無機ヨウ素の除去効率、これが期待し、先ほど 3027 号で期待しているところだと思いますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:14	小コウについては直接的にはスプレイ設備の使用そのものを使って なくて、
0:31:22	スプレイによるヨウ素除去に対する等価半減期Eを入力するということ になっていまして、
0:31:30	この等価半減期を決めるのに、
0:31:35	添付書類 8 に書いてある仕様を使って、決めているということで直接的 な。
0:31:42	入力条件にはなっていない。
0:31:45	という理解で。
0:31:47	よろしいですか。
0:31:53	はい。九州電力の植原です。
0:31:58	13 条の別添 3 の 17 ページに記載のあります。
0:32:02	スプレイによるヨウ素除去に対する等価半減期のこの 50 秒ですけれど も、
0:32:07	こちらにつきましては、
0:32:16	今後、本日の紙ヒアリング資料の、
0:32:22	資料 1 の、
0:32:25	ナンバー50 ですね、こちらに記載しております。
0:32:31	テンパチにも記載しております。こちらの予測とか、タンクの容量であつ たり、スプレイポンプの容量、
0:32:39	こちらを、
0:32:40	包含した形で、
0:32:44	半減期 50 秒が満足できるよというのを確認しておりまして、
0:32:50	直接的には使っていないという状況です。
0:32:53	以上です。
0:32:55	はい、原子炉規制庁鈴木です。話の内容は理解しましたので、
0:33:00	ここの等価半減期については、今後確認していきたいと。
0:33:07	ここについては以上です。
0:33:17	では
0:33:19	1000、先にやりたい部分は一通りやったかと思しますので、ここまでで、 今後の対応のところの確認に入ってよろしい。
0:33:32	九州電力の植原です。
0:33:35	衛藤。
0:33:37	先ほどの回答の中で原子力発電本部の方から回答補足。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:41	回答について補足させていただきたいというものがありますので、原子力発電本部の方から発言させてください。
0:33:49	すいません、九州電力の田部と申します昆虫と事実確認リストのですね、
0:33:55	先ほど 77 番、
0:33:57	のところで、
0:34:00	線源ですとか、
0:34:01	もう未予想される方生命設計部適切な場所で待つということ、
0:34:07	ご回答をしたんですけども、確かにおっしゃるように、
0:34:12	本日の資料に、
0:34:13	また書きで追加した、8、8、8 ポツ 1 ポツ 1 ポツ、3(2)というところは、の測定設備全般の、
0:34:22	を記載しておりましたので、確かにその中のどれかっは対象になります。で、それがですね実際設置許可カーのですね. 08 の
0:34:35	ちょっと今日本日資料をお持ちでないかもしれないんですけども、第、運輸支局規則の 31 条。
0:34:43	オオノて健康のための設計方針というところで、
0:34:47	それぞれアノウタイトウのモニターが記載しておりますので、そちらを記載させていただこうと思っておりますんで、ちょっと数がそれなりにあって、
0:34:59	場所が書くのか。
0:35:01	メーターをすべて列記するののかというのはちょっとご相談になるとは思いますが、
0:35:11	ずっとここに記載されておりましたので、そちらを書かせていただこうと思います。以上です。
0:35:18	原子炉規制庁鈴木です。
0:35:23	今、そこを確認したいと思っておりますので、
0:35:29	ちょっとお待ちください。
0:35:32	一致しました。
0:36:13	原子炉規制庁鈴木です。開きました。
0:36:19	31 条の適合のための設計方針の説明として、
0:36:25	両括弧 2 の後半のところ、
0:36:32	説明している。
0:36:38	はい。伊藤。
0:36:41	復水器真空ポンプ排気ライン。
0:36:45	ICホースライン、ここではないですねここは最後の放出点のところ。
0:36:51	なので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:53	経路の話ってのはほかにどこか。
0:36:57	2回ってあるんでしょうか。
0:37:08	この九州電力の田部ですけども
0:37:11	ご確認ありがとうございます。まず
0:37:15	(2)だけではなくてですねおそらく
0:37:19	瀬呉設計基準事故時が発生した時に発電所内とは外に対しての測定が必要になるので、(1)(2)、
0:37:28	(3)、主に説明は該当するのかと思っております、よくおっしゃられた経路なんですけど、
0:37:37	経路は、(2)の防犯のところ、
0:37:41	2、SALESFORCE経路については、秋の場所にモニターを設置してというふうに記載がありまして、
0:37:49	そういった意味で排気ラインですとか、オクセキの真空のラインはですね、
0:37:55	と液体廃棄物処理のラインというところで、そこで経路が記載されているかと思うんですけども、大丈夫。はい。原子炉規制庁鈴木ですそこについては、
0:38:06	放出点。
0:38:08	の部分。
0:38:10	を指していて、
0:38:12	放射線源。
0:38:15	ていうところは、
0:38:19	出していないのかなっていうふうに私は理解しているんですけども例えば、
0:38:25	両括弧1の、
0:38:28	最後の三行のまた書きの、
0:38:32	設計基準値工事には、原子炉格納容器内の空気をサンプリングすることによって放射性物質の濃度等を、
0:38:39	把握することができる。
0:38:41	設計とするというような、
0:38:44	ところは、この放射線源。
0:38:47	とか、
0:38:49	放射性物の方数経路等の適切な場所に相当するんでしょうか。
0:39:21	はっきりしないんです。ちょっと今おっしゃられたところを確認させていただきますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:28	時間をください。お願いします
0:39:33	はい、わかりました。
0:39:59	すいません九州電力の渡部ですけども。
0:40:06	(1)(2)それぞれ
0:40:09	印象に応じた策定をしていると思うんですけども、
0:40:14	(1)の方が、
0:40:17	おそらくCV内の原子炉格納容器の話なのでいずれ虐待の漏えいのことだと思んですけどそういった意味ではその1冷却材が線源になるのかな。
0:40:30	(2)番の方は、おそらくSGのチューブラプチャー安楽さんの方なのでその
0:40:36	どのみち一次冷却材というのが線源になると思うんですけどもその
0:40:43	FAROに対する測定というところで、
0:40:46	ちょっとそういった線源が該当する、線源としてはその
0:40:50	次、事象によって、そのモニターが違うんですけども、一次冷却材によるものというふうに理解をしているんですけども、いかがでしょうか。
0:41:00	長規制庁都築です。まず今お聞きしてるのは設計基準事故時、
0:41:05	の解釈のところの要求になりますので、
0:41:09	設計基準事故時だけに限って、でいいと思っています。
0:41:14	そういった意味で、先ほど言った両括弧1の最後の三行のまた書きが設計事故基準事故時にという、
0:41:23	書き方がありますが、両括弧2の方は、
0:41:28	ここが設計基準事故時、
0:41:32	の話として、
0:41:34	ポツBポツCポツが書いてあるかどうかちょっと読めなくてですね、その辺のところを、
0:41:42	含めて、設計基準事故時の、今言ったその解釈のところで具体的に期待している値使おうとし、使うと。
0:41:52	考えている。
0:41:54	設備について具体的
0:41:56	で、先ほど、
0:41:58	添付書類8の8ポツ1ポツ1ポツ、3の両括弧2の中から、
0:42:03	挙げていただいて説明をしていただきたいと思いますよろしいでしょうか。
0:42:10	はい。失礼しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:15	よろしければここまでで一旦、ホワイトボードの方で今後の対応のところの、
0:42:21	確認をしたいと思いますよろしくお願いします。
0:42:43	はい。九州電力の植原です。
0:42:45	衛藤。
0:42:46	75番以降のフォレットボードに記載しております今後の対応事項ですけれども、
0:42:52	ナンバー75、こちらにつきましては、監視測定設備の本文5ちい。
0:42:58	両括弧1の、
0:43:00	ツジ市野両括弧内ですね、及び、
0:43:03	両括弧2、
0:43:05	こちらの設備に変更があるかどうかについて、条文整理表の方に、
0:43:09	追記いたします。
0:43:12	で76ですけれども、
0:43:16	こちらについては、
0:43:20	添付書類8の発展、
0:43:23	8ポツ1ポツ1ポツに、
0:43:25	が、本部5Gの、こちらの箇所に相当しますので、
0:43:30	資料2、常務整理表のほうに追記させていただきます。
0:43:35	77、こちらにつきましては、
0:43:38	今もありましたけれども、ほぼ
0:43:41	放出線源等の既設の測定場所について、
0:43:46	測定場所等についてですね、その設備型の
0:43:52	添付書類8の8ポツ1ポツ1ポツ3の両括弧2の中の具体的な設備、
0:43:58	について、どれが対応するとかというのを、
0:44:02	別途、
0:44:03	資料にて説明いたします。
0:44:07	で、
0:44:09	ナンバー78、すいません規制庁都築です。ホワイトボードの方は今、
0:44:14	最後のくくりの書き方が違うので、
0:44:18	正確に書いといてもらいたいですけれども。
0:44:22	測定場所についての後のところですね。
0:44:25	添付書類。
0:44:27	88ポツ1ポツ1ポツ3両括弧2の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:31	設備で具体的に、
0:44:33	どの、
0:44:34	ように、
0:44:36	監視測定しているかを説明するというふうに、
0:44:41	してく
0:45:02	すいません九州電力の田部ですけども今、
0:45:07	提言いただいた 77 番については、今回の資料 2 のような、
0:45:14	条文整理表に該当のモニター設備を記載する、するという形でよろしいかでしょうか。
0:45:25	規制庁鈴木ですボリュームとしてかけるぐらいのものでしたら、そこに書いていただいた方がわかりやすくていいので、
0:45:33	書いて、
0:45:34	でも、もし何か、
0:45:36	結構多岐にわたるような、
0:45:38	ものであれば、
0:45:41	一旦、1 枚紙ぐらいにまとめていただいてそれを見せていただいてから今後どういうふうに、
0:45:49	どこで書こうかってところを考えたいと思いますけれど、
0:45:54	九州電力ワタナベで承知しました。ありがとうございます。
0:46:31	78 ですけども、こちらにつきましては、
0:46:39	放射性物質の液体と、
0:46:42	あれです。
0:46:43	第 1、13 条の 2 項のほうにあります。
0:46:47	方の評価。
0:46:49	との兼ね合いで、記載しておりますので、
0:46:52	この
0:46:53	核分裂生成物の記載について、常務整理表の方に、13 条と関連する記載である旨追記させていただきます。
0:47:02	で、No.79 ですけども、
0:47:06	こちらについては今後の技術的な内容の確認の方で等価半減期について、
0:47:11	どのような方法で、等価半減期 50 秒に対して計算しているのかというのもあわせて、確認させて、
0:47:20	くらべていく。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:24	配慮原子力規制庁スズキですね、ナンバー79の方は、規制庁の審査チームの方で、補足説明の方で確認しますので、特段大井ところで書かなくて、
0:47:36	消していく。
0:47:40	はい、承知しました。
0:47:44	ホワイトボード一応これで確定しますので、記録しますのでちょっとお待ちください。
0:48:24	原子力規制庁スズキです。優先してというところが終わりましたので、
0:48:31	本日の資料誤字No.58。
0:48:36	に戻って、続けたいと思います。
0:48:45	No.58につきましては、
0:48:48	前回の10月25日のヒアリング等関係なく、追加で、
0:48:55	挙げているものです。
0:48:59	資料3、本日の資料3ですね。
0:49:11	これの1ページ目の、
0:49:14	2ポツ両括弧3。
0:49:17	高燃焼度燃料の使用に伴う評価に合わせて変更する項目、この中で、
0:49:23	1行目の、
0:49:25	新知見、
0:49:27	等という
0:49:28	言い方がありまして、これは具体的に、
0:49:32	見ると、
0:49:34	その資料の、
0:49:39	8ページ。
0:49:43	はな。
0:49:45	10ページ。
0:49:47	それと、
0:49:48	そうは書いてないですけども、
0:49:57	多分5ページ、
0:50:03	下の方にある高燃焼度年度用の機械設計行動。
0:50:08	ていうのもそうかなあというふうに思うんですけども。
0:50:14	これらっていうのは、
0:50:19	九州電力でいうと仙台の1号2号、
0:50:23	または玄海の、
0:50:26	すいません、下、仙台。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:28	原子力発電所 1 号 2 号の、
0:50:31	高燃焼度燃料ですでに採用実績がある。
0:50:35	もの、それから、
0:50:37	玄海 3 号のMOX燃料保全炉心、
0:50:42	において採用実績があるもの。
0:50:46	だと思いますけれども、
0:50:48	これ、
0:50:50	もう 15 年以上前の設置変更許可だと思いますが、
0:50:56	それ以降において、
0:50:59	これに限らずですね炉心燃料に係る
0:51:04	内容で、言ってみれば申請条文、
0:51:08	整理表の中の適用条文、
0:51:10	にかかってくる。
0:51:11	内容として、
0:51:13	新知見っていうのが、整理されて、
0:51:18	いるものがないという、
0:51:22	ことをす。
0:51:26	言っているわけじゃないと思いますのでそこはまずないということでしょう。
0:51:33	九州電力のタケツグでございます。今回の申請にあたっての新知見については先ほどお示しいただいた資料 3 についてご説明しておりますが、
0:51:42	過去の燃料関係の人員数、
0:51:45	3 項目だったり川内玄海 1 号機の
0:51:50	5 号燃料だったりですがそれ以降に出てきた新知見で燃料、今回の燃料に関するもの。
0:51:59	今回の申請に反映すべきもの、新知見はないということ、ないということ
	で新しく反映したものはございません。以上です。
0:52:10	原子炉規制庁鈴木ですその辺は、
0:52:13	整理されたものという文のは何かあるんでしょうか。
0:52:19	それともそれぞれ事業者独自で、
0:52:23	そう判断しているというだけなんでしょうか。
0:52:28	九州電力のタケツグでございます。国内外の新知見については当社において、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:35	安全性向上に資することを目的に継続的に収集等しております、その結果については定検ごとに押す提出安全性向上評価届け出、
0:52:46	書において、その結果を記載して公表しております。以上です。
0:52:52	原子炉規制庁鈴木です理解しました。多分それは、
0:52:58	事業者、
0:53:00	九州電力限らず、
0:53:03	宛名等も含めて、
0:53:07	ある程度コンセンサスがとれたやり方で確認をしている内容かなというふうに思いましたので、
0:53:13	独自にというところが、
0:53:17	ではなくてある程度コンセンサスがとれたものとして理解しました。
0:53:21	衛藤。
0:53:23	それーについて
0:53:27	だけじゃなくてちょっとナンバー58 書いてないんですけれどももう少し、
0:53:31	突っ込んでいきたいんですけれども、
0:53:35	今の
0:53:39	資料3の中で書いてある。
0:53:43	新知見、
0:53:45	というものが、先ほど言ったように1000台、12号の高燃焼度燃料で、
0:53:53	採用実績があるもの、それから、
0:53:56	玄海3号のMOX混在炉心で採用実績があるものと、二つのパターンがあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども。
0:54:08	それらを、
0:54:10	組み合わせ、
0:54:13	高燃焼度燃料、
0:54:15	の、
0:54:17	2適用するっていう、
0:54:19	ことが、初めてのものっていうのはあるんでしょうか。
0:54:23	組み合わせっていうのは、
0:54:25	申請の中で組み合わせるとか、採用してるっていう意味じゃなくって例えば解析をしたりとかするとき、
0:54:31	仙台12号の高燃焼燃料ではこっち側の手法だけ使ってやってたんだけど、玄海の方でやった別の、
0:54:40	その手法と一緒にコウ。
0:54:43	合わせてやっていますみたいな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:47	ところは、
0:54:48	逆に言うと、九州の中では、やったことがない。
0:54:52	実績がないということになるかと思うんですけど、そういうパターンのものっていうのがある。
0:54:59	もう確認しますので少々お待ちください。
0:55:01	はい、お願いします。
0:56:36	九州電力の小田です。基本的に、その安全解析については仙台 12 号の方へ導入をしている。
0:56:47	ものを今回反映している状況に、
0:56:51	なりまして、他のものについても
0:56:53	先ほどおっしゃられた、
0:56:57	それぞれ片方でしか、
0:56:59	採用してなくて、これを組み合わせてっていうものはない。
0:57:04	いう状況です。
0:57:05	以上です。
0:57:09	はい、原子炉規制庁鈴木ですそれは、ここにそれぞれの、
0:57:13	評価なり設計なりに、
0:57:16	適用しているものであって、
0:57:22	同じ。
0:57:23	評価同じ設計の中に、
0:57:27	川内で採用したものと玄海で採用したものを、両方入れ込んでいるみたいなものがないという、そういう意味。
0:57:34	でよろしいですか。
0:58:03	この場で、ちょっと整理しきれない。
0:58:07	或いは答えられないようでしたら、
0:58:10	この資料 3 を、もう少しその辺を、
0:58:14	補完するような説明を、
0:58:16	追加していただい。
0:58:18	で、それで説明をしてもらった方が多分、
0:58:21	理解が進む。
0:58:23	もしあるようだったら、そういう、
0:58:26	対応していただいて、
0:58:28	でよろしい。
0:58:30	T-C電力のタケツグでございます承知いたしましたこのコメント回答する。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:36	改めて整理して回答させていただきます。
0:58:39	一応念のため確認させていただきますが、
0:58:42	今のご質問は、仙台過去の5号燃料で新知見として採用したものが、 として、
0:58:52	コモックスで新知見として採用したものがBとして、
0:58:56	アマノ
0:58:57	今回例えばAとBを両方組み合わせ
0:59:00	たような、
0:59:02	評価をやってないかというような質問でよろしいですか。
0:59:06	規制庁鈴木ですはいそういうことです。
0:59:10	承知いたしました確認して回答させていただきます。
0:59:13	以上です。
0:59:16	はい。
0:59:19	それでは、続けて、
0:59:28	資料7、事実確認リストの
0:59:31	59
0:59:33	に行きたいと思います。
0:59:42	64までやったら一旦区切りにしたいと思います。では、59です。
0:59:49	59は、10月25日のヒアリング。
0:59:54	の事実確認リストナンバーワンの続きでして、
0:59:58	資料、本日の資料5で、
1:00:04	格納容器の
1:00:06	温度の解析結果の説明を、
1:00:10	加えていただいて、大分理解が進みました。で、
1:00:16	ただ、もともと、
1:00:19	確認をしたかったところは、
1:00:27	本文15、
1:00:29	もしくは添付書類10、
1:00:31	の3章に書いてある。
1:00:33	格納容器の温度の解析。
1:00:38	というものが、
1:00:40	格納容器の圧力の解析に対して、
1:00:44	飽和温度になっているということ。
1:00:46	これが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:48	温度の評価として代表になるのかどうかという説明を求めたところでしたので、
1:00:55	今回の
1:00:56	資料 5 の中の、
1:01:01	13 条の添付資料 2.2。
1:01:05	の説明はあくまでも、
1:01:07	格納容器の圧力、
1:01:10	として評価したものに対する、
1:01:13	温度の評価結果を説明していただいていると理解してるんですけども、まずそれはそういう。
1:01:20	資料になってるっていうことで正しいでしょうか。
1:01:26	九州電力の尾田です。こちらの評価につきましては、もちろん圧力についても評価してるんですけどその温度についても同様に、構造の中で、構造の中で計算した結果を示しております。
1:01:41	はい、原子炉規制庁鈴木です。はい。ですから格納容器圧力が最大になる想定事象、或いは除評価条件として、
1:01:50	解析したもの。
1:01:53	に対する対応する温度の結果を、
1:01:58	示されているという
1:02:02	対応するといいますかそこで評価されたものを、今まで記載さしてなかったものを記載している。
1:02:08	されて説明をいただいているということ。
1:02:11	九州電力の織田です。その認識で、
1:02:14	はい。
1:02:16	規制庁鈴木です。その解析結果については、
1:02:21	説明の内容は手にしていただいているので大分理解が、
1:02:24	進んだんですけども、
1:02:26	もともと 10 月 25 日の事実確認 1 ナンバーワンで聞いていたのは、
1:02:32	温度の解析として最も厳しいものっていうのが圧力の解析で最も厳しい想定と、
1:02:40	同一なのかどうか。
1:02:42	そうじゃないのであれば、温度の解析としての代表的な解析は別にあるんじゃないんですかということを、
1:02:49	お聞きしたわけです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:51	それについては、まだ現時点においては、回答されていないというふうに理解
1:02:58	そこは、どのように、
1:03:01	考えられているか、もしくは考えられる。
1:03:06	説明お願い
1:03:08	九州電力のオダ今回お示した結果、
1:03:12	カーイマセLOCA事象の
1:03:15	圧力、
1:03:18	2、
1:03:19	評価でも、
1:03:21	セキ2飽和状態で、
1:03:23	推移しますので、圧力が最大。
1:03:27	となる事象を、
1:03:29	今回、
1:03:30	現状の温度を確認することで、
1:03:35	その日、家具抜きの、番台における温度が最高使用温度以下となるということを代表して確認は、
1:03:43	できているという認識。
1:03:45	以上。
1:03:47	継承規制庁スズキです。
1:03:50	一次冷却材圧力バウンダリーの破損、
1:03:57	の想定に対してはこれが一番厳しいんだろうなというところ私も理解しているところなんですけれども。
1:04:05	ちょっと、
1:04:07	先に番号飛びますけど、
1:04:10	63番。
1:04:15	一次冷却材バウンダリーではないんですけれども、
1:04:19	格納容器の中で、
1:04:22	使用期間がありまして、
1:04:25	これが破断した場合において、
1:04:29	上記の川木戸にも、
1:04:32	よるんですけれども乾き上記だったとすると、
1:04:36	それが大気圧開放されると相当な加熱、
1:04:41	状態になると思いますので、
1:04:44	そうそう。最高使用温度として、かなり厳しい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:48	比較になるんじゃないかなあというふうに思うところです。で、それ自体は、放射性物質を含んでいるものではないので、
1:04:58	その蒸気が漏れることについては、別に格納容器としては、使命ではないと。
1:05:05	いるんですけれども、
1:05:07	その
1:05:08	事象が起きたときに、
1:05:10	一次冷却材バウンダリーから格納容器の中に、
1:05:14	加圧器逃し弁を通して放射性物質が放出されるような事象進展があるような、
1:05:22	現象が進むのであれば、そのときに格納容器の使命は生じてくると。
1:05:28	ですね。
1:05:30	まずそういうことがなければ、
1:05:34	要するに原子炉側の応答として、
1:05:37	そういうようなことがなく、原子炉は減圧してしまって、
1:05:43	多分
1:05:45	週間破断すると。
1:05:47	周期減った介して、MSIVが閉まるまでに市場開発部下がってしまうので、
1:05:54	補助給水の底で、
1:05:56	使えないし、
1:05:59	冷却という観点で、
1:06:01	どうなのかな。
1:06:03	ところがあるの
1:06:05	そこが過冷却になるような条件があれば、あえて冷却、減圧する必要もなく、
1:06:13	ECCS入れることができるんですけど、
1:06:16	そう本当になるのかな。
1:06:18	いうところがちょっとよくわかる
1:06:21	逆にこれが加圧するような状況になると。
1:06:25	引き伸ばし弁の方で、減圧しながら、
1:06:29	蓄圧注の方につなげていかない、ざるをえない。
1:06:32	かなっていう。
1:06:34	そうした場合には、
1:06:36	Cvの氏名、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:38	が出てくる。
1:06:40	思う。
1:06:41	そういうことは特段ないものとして、
1:06:46	破断想定が、一次冷却材圧力バウンダリだけで、
1:06:52	確認できるということになっているのかどうかというところがちょっと気になっている。
1:07:00	あ、九州電力の織田です。
1:07:03	今おっしゃられた主蒸気管破断のケースでの一次系の圧力がどうなるかということでその圧力に応じて加圧器逃がし弁で、一次系の
1:07:14	冷却材がCV内にコウされるかというところが
1:07:18	各ご確認いただいたらいいのかなと。
1:07:22	主蒸気管破断の解析
1:07:29	明日まで
1:07:30	7月22日の
1:07:33	資料1-4。
1:07:36	こちら、
1:07:37	まず申請書とかでも書いてますけど、
1:07:39	資料でいうと、
1:07:40	資料1-4の、
1:07:42	通しページの278ページ。
1:07:53	こちらの図の方で、ちょっと何か線がありますけど原子炉圧力というのが、
1:07:58	6人。
1:08:00	こちらの週間ハダの、先ほどおっしゃる通り過冷却事象なので、一次系の収縮に伴いまして、原子炉圧力としては初期条件が低下するような、
1:08:10	事象で、事象が収束するまで、
1:08:14	最初の初期圧力よりも低くなる。
1:08:19	活気。
1:08:20	逃がし弁、やっぱり安全弁加工されるような事象ではないという
1:08:25	状況。
1:08:27	以上。
1:08:29	減少規制庁スズキです。まずか冷却の現象に陥る。一次系から言うと、
1:08:40	過渡事象に相当するようなものですよという、
1:08:45	内容として、こちらの資料の方は、今後確認をしていきたいと思います。
1:08:51	現状としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:55	CV、格納容器の
1:08:58	閉じ込めの機能の使命としては、一次冷却材圧力バウンダリー配管の破断、
1:09:06	この現象に尽きると、そういうことで、理解はしました。
1:09:11	その結果として、本日の資料 5 の説明になっている
1:09:17	ということを前提に、続きの 59 番。
1:09:28	ごめんなさい。60 番。
1:09:30	からの確認をしていきたいと思い、
1:09:38	九州電力の合田です。59 番については、今のご説明でと、
1:09:44	よろしい。
1:09:45	原子炉規制庁鈴木です。まずは、先ほどの、
1:09:49	中華ハダン。
1:09:50	について、
1:09:53	63 番の内容を、
1:09:56	確認してから、この代表性があるということについて、
1:10:02	確認をしたいと思いますので、本日の時点で、
1:10:05	九州電力の須アノ説明については、説明箇所については理解しましたという
1:10:14	九州電力の織田です。了解しました。
1:10:19	原子炉規制庁鈴木市では、
1:10:22	資料 7 事実確認リストの 60 番から続けます。
1:10:26	先ほどの、
1:10:29	資料 5 の
1:10:33	13 条、
1:10:35	添付資料 2.2 の、
1:10:37	ところで、一次冷却材圧力バウンダリーの破断によって、
1:10:47	格納容器の温度、
1:10:49	がどのように推移するかという説明を、
1:10:53	されている中で、
1:10:55	確認をしていきたいと思います。
1:10:59	資料の 2 ページですね。
1:11:03	両括弧 2 の評価結果の、
1:11:06	ところですけれども、
1:11:09	上から、
1:11:11	3 行目以降ぐらいのところ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:13	あのブローダウンが進むにつれて、
1:11:16	リース利用が少なくなるとともに、圧力上昇に伴い温度も高くなり、熱 90 体による除熱が大きくなるため、
1:11:25	温度圧力が下がってくる。
1:11:29	いうふうに説明が続くんですけれども、ここは現象としては理解しているんですが、
1:11:35	この熱吸収体による除熱、
1:11:39	ていうところなんですけれども、
1:11:43	熱吸収体による除熱ということですので、
1:11:58	同じ資料の 5 ページ。
1:12:02	のモデル図。
1:12:04	モデル概要図がありますけれども、
1:12:07	除熱ですからこれの中でいうと、原子炉容器以外の、
1:12:16	斜線が引いてある部分、
1:12:19	のことを言ってると思いますが、
1:12:22	結局これは最終熱捨て場として、
1:12:28	大気への、
1:12:31	熱のホースというところ。
1:12:34	そして除熱がなされていると理解してるんですけども、
1:12:39	そういうことだと、格納容器の中の伝熱面積、それから
1:12:47	熱吸収体の熱容量、
1:12:50	それから、
1:12:51	最終熱捨て場への伝熱面積、最終熱捨て場の温度条件、
1:12:58	こういったことを定めて、
1:13:03	解析を行っていると思うんですけどもその説明っていうのは、今んところ、
1:13:11	申請書は圧力の話が書いてないので、
1:13:14	補足説明資料、1 月 20 日の審査会合資料 1-4 の方でも、
1:13:19	記載がないと。
1:13:22	そこは、そういう入力をして解析をしているということでまず、
1:13:27	よろしいでしょうか。
1:13:31	九州電力の織田です。
1:13:32	今の資料の 5 ページのモデル図につきましてはコード上で模擬できる内容を記載をしております、
1:13:42	今おっしゃられたヒートシンク熱気中帯の熱の吸収については

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:50	考慮してるんですけど大気中への放熱については、保守的に模擬を敷いておりませんので
1:13:58	非常に熱交換で、CVの外に熱を逃がしているという、
1:14:03	模擬はしていない所。
1:14:07	原子力規制庁スズキでそうすると、格納容器のシステムの中から、
1:14:15	等一になるわけではなくって、
1:14:18	その中で全部補エネルギー保存になっているという、
1:14:22	そういうモデルだっけ。
1:14:24	九州電力の織田です。ご認識の通りです。
1:14:29	継承規制庁スズキわかりましたそうすると除熱って書いてあるので、
1:14:34	設置許可基準規則の 32 条の 6 項側の方の熱除去の話に絡むのかなというつもりで、
1:14:41	ナンバー60 は書いたんですけど。
1:14:44	そうではないということですので、むしろこれは資料の表記が適切ではなくって、除熱というか、冷却、
1:14:54	熱吸収と直接的に言ってもいい。
1:14:57	けど、
1:14:59	除熱ということはちょっと不適當かな。
1:15:02	いうふうに思う。
1:15:03	ので修正したりしていただきたいと思いますけど。
1:15:08	よろしいでしょうか。
1:15:11	九州電力の織田です。はい了解しました。こちらの記載についてはです。
1:15:17	申請者にもおそらく同じ記載があるかもしれませんがちょっとそちらも、
1:15:22	記載変更
1:15:26	はい、検討をお願いします。規制庁鈴木です。
1:15:32	それから、
1:15:35	ナンバー61 も、
1:15:37	多分同じかなと思うんですが、
1:15:42	ナンバー61 に書いてあるのは、今の資料 5 の、
1:15:46	13 条添付資料。
1:15:48	2.2-2 ページの一番最後の段落のところですけど、
1:15:53	ここは、
1:15:55	原子炉格納容器スプレイの再循環に入る前の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:59	面取り用水ピット。
1:16:01	からのスプレー。
1:16:03	になっていると思いますので、これは
1:16:06	実際に情熱というよりかは、体系として、
1:16:10	持ってる平均エンタルピーに対して、それより低いレンタルのものを入れるので、結果的に温度が下がる、或いは圧力が下がるという、冷却の意味かなというふうに
1:16:22	ここもちょっと適正化を。
1:16:24	ご検討いただきたいと思う。
1:16:28	九州電力の織田です。こちらについても同様ですので、検討させていただき
1:16:32	以上で
1:16:35	はい、原子炉規制庁杉ですよろしくお願いします。
1:16:41	続いてナンバー62 にいきます。
1:16:53	No.62 も同じ、両括弧 2 の資料のところなんですけれども、
1:17:03	飛田
1:17:06	一段落目の終わりの方の、
1:17:10	ところですね。
1:17:13	一次冷却材管の破断直後、
1:17:17	格納容器放置された蒸気量が少ないことからというふうに言っていて、
1:17:23	この蒸気は、液相破断流。
1:17:27	が最初に、
1:17:29	生じていると思うんですけれども、
1:17:32	これの高温高圧水からフラッシングした蒸気のことを、
1:17:38	説明する、しているというふうに、
1:17:41	理解してるんですけど。
1:17:43	その理解は正しいですか。
1:17:46	九州電力の織田です。はいそちらについてはご認識の通りです。
1:17:51	で、規制庁それでそのあと再冠水期間において、
1:17:56	一次冷却材管の破断口から加熱蒸気を放出されることがあるって言うところは、炉心が、完全ロスして、
1:18:06	炉心の下、圧力、原子炉容器の、下部のところにある冷却材。
1:18:13	ハラの蒸気とか、或いは炉心の再冠水が始まって炉心下部で、
1:18:18	発生した蒸気、これが炉心を上昇していく過程で加熱されて、
1:18:26	いることで、主発生してる過熱蒸気のことを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:32	言っているのかなというふうにちょっと理解するんですけど、もしそうだとすると、破断口に出るまでに、
1:18:40	その加熱度が落ちて、飽和蒸気になるような、
1:18:44	現象にならないのかなって、現実的には思うんですけど。
1:18:50	ここはそういう扱いをしてなくて、過熱度を持ったものを出すっていうような、
1:18:56	解析になっているってということでしょうか。
1:19:00	技術九州電力の織田です。そちらについて今のまず炉心についてはご認識の通り炉心で加熱される状況。
1:19:09	考慮しております。
1:19:11	こちら隔年健全性の評価では、ちょっと保守的な想定をするために、破断口がSGの
1:19:20	入口側で破断。
1:19:23	としておまして、イマセの蒸気が、SGの二次側から熱を受けて、そこでより加熱されて、
1:19:32	エネルギーの高いものがCVIに出るという
1:19:35	考慮してますので、なんで、炉心での加熱と、蒸気発生器の二次側からの加熱、
1:19:41	そういうものを考慮した。
1:19:44	ものが破断口から出るというような評価。
1:19:49	吉尾規制庁スズキです。わかりました。説明は理解しました。
1:19:54	その辺の厳し目に、
1:20:00	エネルギーとして厳しめになるように、なるべくし、格納容器の中にエネルギーをたくさん持ち込むような、
1:20:07	条件にするっていうような説明っていうのはこれトピカルレポートとかを読めば、そういうことが説明され、
1:20:13	てるんでしょうか。
1:20:15	ちょっとまだ私確認をしていないので、
1:20:21	それであれば今後私ね、規制庁側の方で一応確認はしたいと思う。
1:21:02	九州電力の織田です。
1:21:04	えっとし、
1:21:06	につきましては、
1:21:11	発電を、
1:21:12	発電用軽水型減少施設の安全評価に関する審査指針、
1:21:16	もう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:22	付録解説。
1:21:24	もう、3 ポツ 4 ポツ 1 の原子炉冷却材喪失のCV健全性の評価。
1:21:30	こちらの中で、
1:21:33	間瀬伊佐考慮するような、
1:21:37	破断口の位置についても記載をしておりますので、それをもとに設定をして、
1:21:43	以上に、
1:21:59	原子力規制庁スズキでそれは具体的には 3.4. 1 の、
1:22:05	両括弧 3 の、
1:22:07	なお書きのところで、
1:22:10	圧力は最大となるように選定しなさいということに、
1:22:15	かかって、
1:22:16	その想定になっている。
1:22:18	ということを今言われたと。
1:22:34	基準前駆のオダです。今、鈴木さんがおっしゃられたのが付録の 1 の 1 サンプⅡ 4 ポツ 1 がございます。
1:22:42	と思いますが、その後にもた付録解説。
1:22:47	があるかと思えます。
1:22:50	そちらの 3 ポツ 4 ポツ 1 の、
1:22:52	一段落目の採用の方に、
1:22:55	記載をされておまして、
1:22:57	原子炉格納容器のエネルギーの流出率が最大となるようなものを、
1:23:02	破断箇所については、
1:23:04	具体的にはというとPWRについ
1:23:07	原子炉冷却材ポンプの吸込側配管とすると。
1:23:12	以上です。
1:23:27	減少規制庁スズキですはいわかりましたここは、
1:23:31	理解できましたので、
1:23:42	No.62 番、終了にしたいと。
1:24:04	続いて、
1:24:07	ナンバー64。
1:24:09	です。
1:24:10	10 月 25 日の事実確認リストナンバー2 の、
1:24:16	続きになります。
1:24:25	このところで前回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:31	格納容器の健全性の観点から、
1:24:35	炉心被覆管ノジリコウジルカロイ全量の1%酸化に相当する以下になる ということ、
1:24:43	旧原子力規制委員会の略称のECCS性能評価指針ですね。
1:24:49	これの解説の方から持ってきているということで、これ資料5の方に、 説明を追加して、
1:24:57	いただきました。で、
1:24:59	追加で確認したいのは、
1:25:04	今回の申請書の本文10号口の両括弧3、ポツでは、
1:25:10	言い方として全炉心平均ジルコニウム水反応量は0.3%以下であり、と いう言い方
1:25:18	で、
1:25:19	これが先ほどECCS性能評価指針の、
1:25:24	炉心の皮膚科のジルカロイの全量の1%の参加に相当するよう、以下、
1:25:31	ていうものと、
1:25:34	どのように比較するのかっていうところがちょっとよくわからないので説明 をお願いしたい。
1:25:41	九州電力の織田です。こちらについては、
1:25:45	一応どちらも同じものということで記載しております、炉心の被覆管の ジルカロイ量の全量の何%が反応したかっていうことが、
1:25:56	炉心で起こったジルコニウム水反応量の平均全炉心平均。
1:26:01	ということで、記載をしておりますので、同じもの、
1:26:07	記載をしている。
1:26:08	ものになり、
1:26:09	原子力規制庁スズキです。
1:26:14	実際には、
1:26:20	みんな同じように0.3%。
1:26:23	以下の、
1:26:24	反応しているわけじゃなくって、高いものもあれば低いものもあって、
1:26:29	それが基準上は、
1:26:33	全体の総量に対して1%。
1:26:37	以下であるって言い方を総量として見てるんですけど、
1:26:44	そこはだから、加重平均みたいなものを、をわざわざして0.3%以下って 評価に直して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:50	いるだけっていう。
1:26:54	例えば、高いものが何本ぐらい。
1:26:56	低いものは何も
1:26:57	言う。
1:26:59	そういう平均をとっている。
1:27:03	優秀電力のオダです。加重平均っていうわけではなくても全炉心の中で、平均値。
1:27:11	0.3%以下ですという評価結果。
1:27:15	伊奈。
1:27:17	原子力規制庁スズキスタ分アノ。
1:27:19	評価の内容を、
1:27:22	私がひょっとしたら理解してないかもしれないんですけど、その
1:27:28	傘下の
1:27:30	開析度は全炉心平均ジルコニウム水反応なので、
1:27:37	ジルコニウム。
1:27:39	ていうのは、原子炉の中の、
1:27:42	に、
1:27:46	散在しているというか均等に並んで、
1:27:50	いるんですけど、いる。結局、燃料棒ですよ。
1:27:54	燃料棒は、
1:27:56	金と並んでいるんですけど、
1:28:01	それを、
1:28:03	何キ口あるみたいな形で、
1:28:06	入力して、
1:28:08	その何%がっていう評価をするわけじゃなくて、
1:28:12	この炉心のこの部分の、
1:28:15	燃料棒、或いは集合体は、
1:28:17	どのぐらい参加して、
1:28:19	ていうのをそれぞれ、
1:28:20	見てい。
1:28:21	或いは、グルーピングしてるかもしれないんですけど、見て行って、
1:28:25	それで平均値を、
1:28:28	算術平均じゃなくて多分加重平均。
1:28:30	になるんじゃないかなと思うんですけど、キタノが 0.3 っていう評価結果になってるのかなっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:37	私は理解してるんですけど、そういうことではないんですか。
1:28:49	大物グループが、
1:28:52	区分けしまして、燃料後の濃度を、
1:28:55	ノード分割、
1:28:57	コウあたりの、
1:29:08	割合がどんどん、全部
1:29:10	それで終わって、
1:29:16	原子力規制庁数ですですから加重平均してるわけですね。
1:29:26	規制庁鈴木です。それで結局、加重平均して出てきた値 0.3 っていうのが直接的に
1:29:34	全体の 1% っていうのと、比較しているのは加重平均してるから、
1:29:41	そういう理由など、
1:29:50	割合、
1:29:59	検証規制庁スズキです。理解しましたので、
1:30:10	その評価の方法は多分一般的だと思うので、
1:30:14	同じことを指している。
1:30:17	ていうことをもう少し、
1:30:21	評価結果。
1:30:22	と判断基準を同じ。
1:30:25	比較ができるんだっていうところを少し補足し、
1:30:29	先ほどの資料で付け加えていただいたところに、
1:30:33	何か評価結果のところから書いて、
1:30:37	していただきたいんですけど。
1:30:51	ちょっと今日の資料 5 は該当するページがないような気がする。
1:30:55	もともとの、
1:30:57	7 月 20 日の審査会合資料 1-4 の中で、
1:31:01	適切な部分に何か書けるところがあればそこを抜粋して、
1:31:06	補足していただく。
1:31:17	表現が全部、
1:31:20	全炉心平均ジルコニウムっていう表現にもなって、
1:31:25	繋がりがわかるよ。
1:31:29	成長スズキですよろしくお願いします。
1:31:31	はい、では、ここまでで一旦区切って、
1:31:38	ホワイトボードの方で今後の対応の確認をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:28	はい、では、九州電力の織田です。コメント、58 番。
1:32:36	まず新知見、一品
1:32:37	ぐらい、12 号の 5 燃料と玄海 3 号のMOX。
1:32:41	この手法を合わせて新たな 1 として実施したものは、
1:32:45	ないのかということ。
1:32:47	資料 3 の記載を充実をさせて、
1:32:53	60 については、
1:32:57	今、除熱と記載してルー
1:33:00	13 条の、
1:33:02	εにのみ、
1:33:03	除熱と記載しているところですね股間をしてるわけじゃない。
1:33:08	そのの、
1:33:10	記載について、
1:33:11	検討させ
1:33:13	まして申請承認の記載がある。
1:33:18	61 番については、格納容器スプレーの除熱という記載ですが、こちら も、
1:33:24	60 番と同様、
1:33:27	ナンバー64 については、
1:33:29	ジルコニウム水反応、
1:33:32	全炉心平均ジルコ水反応量と。
1:33:36	ヨシノへ行くかノジリかある。
1:33:38	全量のうちの参加した。
1:33:40	割合の話について、
1:33:43	13 条、
1:33:45	名称、
1:33:47	7 月 7 日の資料 1-4。
1:33:51	こちらに、
1:33:53	その繋がりがわかるような記載、説明を追加。
1:34:13	規制庁スズキですはい説明ありがとうございました。
1:34:16	内容書き切ったら、
1:34:19	記録したいと思いますのでしばらく、
1:36:02	小規制庁スズキです。記録終わりましたので、
1:36:07	資料 7 の事実確認リストを続けたいと思います。
1:36:12	次はNo. 65 です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:17	こちらは 10 月 25 日、ヒアリング時の事実確認、9 人リストの
1:36:26	6 番の
1:36:28	続きになります。
1:36:31	設置許可基準規則 16 条 1 項 4 号、
1:36:36	の内容でして、
1:36:41	1 項 4 号、
1:36:43	について、前回、
1:36:48	遮へいに使う設計用線源強度の
1:36:52	条件等について説明をしていただいたところです。で、
1:37:03	本日の資料、
1:37:06	2 の、
1:37:08	16 条 1 項 4 号の、
1:37:11	ところを、4 号炉申請バスの理由のところも、修正していただいているんで
1:37:25	あ、失礼しました。先に、今のナンバー65 の話、ちょっと
1:37:31	飛んでしまったので元に戻しますけど、
1:37:35	セキを線源強度との比較ということで、資料、
1:37:56	設計を線源強度の説明は資料、本日の資料 6 で説明していただいでいて、
1:38:05	その内容が、
1:38:11	高燃焼度燃料の条件と比較した内容が、
1:38:17	7 月 20 日審査会合資料 1-4。
1:38:21	の、16 条の別添 4 の方で、
1:38:25	説明がなされていると。
1:38:28	それでその内容を確認したんですけれども、
1:38:35	条件としては、オリゲン通行どで算出した。
1:38:41	55 ギガワットデイパートン燃料の線源共同、これと比較しますよということ
1:38:48	を言ってるんですけど。
1:38:56	ここで使ってる核定数ライブラリーっていうのは、13 条で、
1:39:04	使用している悪意アクチノイドの崩壊熱計算で使用している核定数ライブ
1:39:07	ラリ多分これジェンドルベースの
1:39:09	JNDCのセットか何かを、
1:39:12	やっぴいんじゃないかな。
1:39:12	もう、それと、
1:39:12	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:13	それは、
1:39:33	資料、
1:39:36	本日の資料 3 でいうと、
1:39:40	8 ページ。
1:39:42	一番下ですね。
1:39:45	アクチニドはオリゲン通行どニワフジイの崩壊熱を考慮した崩壊熱を採用するというふうに言っててここで使ってる。
1:39:55	核定数と同じものを使ってFPまで、
1:40:00	評価して、
1:40:01	高燃焼度燃料としての宣言共同。
1:40:07	評価したものと、設計用線源共同。
1:40:11	を使ったもの。
1:40:13	二つの解析をやってみて、
1:40:16	評価点で、厳しい方は線源ようせ、設計用線源強度の方でしたという、
1:40:25	説明になっていると思うんですけども、そのときに使っている高燃焼度燃料用の線源強度って言っているのは、
1:40:34	13 条での崩壊熱で使ってる核定数。
1:40:39	と同じものを使っているのかどうかということをお聞きしたいと思い
1:40:43	はい。九州電力のタケツグでございます。
1:40:46	これ設計制限共同的把握のための 5 燃料スウェイ降り連通口で算出した 5 燃料の設計を線源強度。
1:40:56	を算出する算出した際に使用するものですね。核定数ライブラリについては 13 条で使用するものと同じものを使用しております。以上です。
1:41:08	原子炉規制庁鈴木です。そこは、
1:41:11	D、
1:41:12	Dの中で一貫して同じもので、
1:41:15	評価する。
1:41:16	ことにしてただ遮へい、
1:41:19	設計用の線源強度は、
1:41:22	結果としてそれを上回る、
1:41:24	線源強度になっている。それは資料 6 で書いてありますけれども、
1:41:28	なのでその資料 6 で言っている線源共同。
1:41:32	石油線源共同。
1:41:33	は変えないという説明になっていることで理解しました。
1:41:38	では続いて、66 ページ、ごめんなさい、資料 7-6、No.66 ですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:46	これは、
1:41:50	10月25日の
1:41:52	ヒアリングの事実確認1ナンバー6。
1:41:58	No.7の図。
1:42:00	です。
1:42:02	同じく設置許可基準規則16条1項4号ですけれども、
1:42:09	そこで確認した内容について、
1:42:15	資料2の、
1:42:19	11ページの、
1:42:21	16条1項4号の4号炉申請バスの理由の、
1:42:27	ところを修正していただきましたんで、
1:42:31	ここで修正されたんですけども、
1:42:37	ここで参照している、本文5号口、ポツ、両括弧3、
1:42:43	両括弧ローマ数字1、Aポツ両括弧系の、記載しておりってこの、
1:42:51	方針については、遮へいに必要な推進を確保するっていう記載。
1:42:56	はありませんので、
1:42:59	その水深の深さの、
1:43:01	水遮へい深さの説明のについては、
1:43:07	本文5号、2ポツ両括弧1ゴコウにかかってくると思いますので、
1:43:14	その部分を、資料2の、
1:43:20	4号炉申請バスの理由の中に追記をお願いしたいと思いますけどいかがでしょう。
1:43:28	九州電力のタケツグでございます。
1:43:30	今のご確認は、本庄に係る設計方針として今回力を月ヶ瀬させていただきましたが、
1:43:38	6項の方は適切な遮へい能力を有しまでしか書いてない、書いておらず推進のことを、
1:43:44	書いておりませんので2項の方を、
1:43:47	追記という形でよろしいでしょうか。どこ。
1:43:53	ではなく2個を
1:43:56	書いた方が適切ということでよろしいでしょうか。
1:43:59	原子炉規制庁都築です全体の方針としては、
1:44:04	ろうの両括弧3、両括弧ローマ数字1ポツ、両括弧形の記載だと思いますけど、推進水遮へいの
1:44:14	深さというところについては、それを確保するっていうところは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:19	本文 5 号に、の両括弧 1 に当たると思いますので、
1:44:24	水遮へい深さのところに、
1:44:30	そこがわかるように、
1:44:33	文章を少し修文していただければわかるかなと思います
1:44:40	減収電力可決で措置しますと 2 項の方、本文、
1:44:46	援護後にコウの方で本設計方針を示していることがわかるように修正させていただきます。以上です。
1:44:57	はい、原子炉規制庁都築ですお願いします。
1:45:09	今の
1:45:11	資料 2 で、
1:45:23	説明されている。
1:45:27	申請バスの理由の中の、
1:45:31	2 行目の終わりから 3 行目のところの、
1:45:35	高さを管理しているってところですね。
1:45:40	ここは
1:45:42	16 条 1 項 1 号の取り扱い施設の一部との兼ね合いで、
1:45:48	推進を確保するっていう管理を、
1:45:51	変える変えないって説明に、
1:45:54	なってると思うんですけども。
1:45:58	さっき言った一つ前で言っていた、設計用線源強度の
1:46:04	妥当性の説明で、現実的な線源と比較みたいな、
1:46:10	ところで、
1:46:13	その推進の話、管理の話っていうのが、
1:46:17	適切な遮へい能力と関連してくるのであれば、
1:46:22	その説明を少し追加してもらいたいというふうに思うんですけども、具体的に言うと、
1:46:29	設計用線源強度、
1:46:32	D、現実的な高燃焼度燃料の線源。
1:46:36	を想定したときの、
1:46:39	評価、線量率として評価、比較したときに、なぜ設計用線源強度の方が厳しくなるかっていうと、
1:46:47	エネルギーが高い領域の
1:46:53	尖足がを高めにとっているんで、遮へいの効果、
1:46:59	少なめに見積もりますよって説明になっていたと思うんですが、
1:47:03	結局その推進次第、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:06	この、
1:47:08	上下逆転するかどうかわかんないんですけど、
1:47:11	差が大きい小さいかは変わってくる。
1:47:15	で、
1:47:17	この
1:47:18	推進の管理。
1:47:20	ていうところ。
1:47:22	による、よってその設計を、
1:47:26	線源強度が妥当であるっていうのであれば、何かしらそこに縛りがある。
1:47:31	或いは整理、
1:47:35	妥当性を、
1:47:37	言い切れるなんか範囲が、
1:47:40	あるみたいな。
1:47:41	ことになるんじゃないかなっていうふうに
1:47:43	ので、
1:47:45	適切な遮へい能力っていうのはその管理と関連するんであればそういうことを、
1:47:52	説明に入れて欲しい。
1:48:00	九州電力のタケツグでございます。ここは燃料取り扱いの際の話ですので燃料取扱には
1:48:12	燃料を持ち上げ過ぎないそういう意味で高さを管理し商品を決めている持ち上げる高さの条件を決めているということで、管理をすることで、
1:48:20	水深の遮へいを確保することとしておりましてその
1:48:24	高さについては、その高さまで持ち上げてもSFPの水面の線量率が、
1:48:30	浅井セキイクノ設計基準値以下であるということで、
1:48:35	以下であるため問題ないということでその高さで管理しているものでありますので、
1:48:41	今の確認。
1:48:44	意向としては
1:48:47	その遮へい上限を決めているので、A社、
1:48:51	遮へい適切な遮へい能力を維持しているということを書くということでしょうか。
1:48:58	原子炉規制庁鈴木です。今の説明だと、多分高さありきで、
1:49:04	大丈夫ですっていうことになると思うので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:09	その
1:49:11	取扱施設、
1:49:15	これ以上上げないようにみたいな、
1:49:18	高ささん。
1:49:19	制限管理っていう、
1:49:22	ところ
1:49:24	4号側で言うのか、
1:49:27	1号側で言うのかちょっとよくわかりませんが、
1:49:31	何かしらそういう制限は、
1:49:35	かけて、
1:49:37	運用管理をしているんですっていうような、
1:49:43	話を、
1:49:44	もう少し書いて欲しい。
1:49:47	D種
1:49:48	もうちょっと言ってしまうと、
1:49:51	そこまでシビアなもの。
1:49:54	それがシビアなものであれば、例えば保安規定の方で、
1:49:58	燃料取扱、
1:50:00	の管理のなんかところで、
1:50:04	これ以上上げないようにとかっていうような、
1:50:07	その高さ的なものなのかちょっとよくわかんないですけど、そういう、
1:50:11	運用制限的なものを課しているのであればそうなるでしょうし、
1:50:17	そこまでシビアじゃないっていうことであれば、
1:50:20	設備としてこういうふうに、
1:50:23	操作するんですよみたいなの二次文書側の方の、
1:50:27	話としてそういう操作マニュアルみたいなものを整備して、
1:50:32	いるので、そこを変えないでっていうような、
1:50:36	話になるのかなっていうふうに
1:50:40	そういう、
1:50:42	高さありきだっていう、
1:50:45	設備側の運用上の高さありきだっていう、
1:50:49	ニュアンスがわかるような説明にして欲しいという
1:50:52	ところなんですけど、九州電力タケツグです。そうしますと今、4号の申請、×の理由の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:01	と上から 12 行目の、後半分ですね、使用済み燃料を取り扱う使用済み燃料ピットクレーンは吊り上げ高さを管理しているがっていうところ。
1:51:11	書いてはいるんですけどこれが、
1:51:17	十分な遮へい能力。
1:51:19	を説明する上で必要なものですということがわかるようにもう少し書くということで、
1:51:24	よろしいでしょうか。
1:51:27	規制庁する最初の辺が適切に表現されてればいいかなというふうに
1:51:33	ので、ちょっと一旦、
1:51:35	どういうふうに書いたらいいか。
1:51:38	考えて、
1:51:42	提出されたもので確認したいと。
1:51:44	ますけど
1:51:54	九州電力ヶ月です。承知しました記載の方と
1:51:58	8 件。
1:52:00	とさせていただきます。失礼。
1:52:06	九州電力中園でございます。今のところの確認んですけど、
1:52:14	当社から提出資料提出している資料 2 の中ではですね、今タケツグからご説明あった通り、
1:52:23	吊り上げ高さを管理しているというふうに、ただ、ただ管理をしているっていうふうに書いてあるのを、それを
1:52:31	必要な
1:52:34	推進を確保するために、管理せ制限をちゃんとかけてるんだよというところを、
1:52:39	明確にするっていう趣旨でよろしかったでしょうか。
1:52:43	超規制庁数ですねその制限ガスをしてるんだよってことであれば、
1:52:49	適切な遮へい能力のために、それを例えば変えたりとかするわけではなくって、
1:52:57	もともと設備側の方で、もうこれで決めてますみたいな、推進とか、他の設備施設との関係で、
1:53:06	決めていって、そこはもう固定ですと。
1:53:10	で、
1:53:10	その条件で設計用の電源共同と、
1:53:15	現実的な、
1:53:17	高燃焼度燃料に対応する評価条件で評価した線源。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:21	と比較してみ、
1:53:23	設計を線源強度を使い続けても問題ないってことを、まで確認をしているんですと。
1:53:29	そういう流れであれば、まず設備ありきなんだなっていう。
1:53:34	それは多分、
1:53:37	16条1項4号を優先してよりかは、16条1項1号側の方の、
1:53:45	ことを優先して決めた。
1:53:47	状態でも問題ないということ、4項、4号側で確認
1:53:52	流れで理解できる
1:53:54	のでそういう記載にさせていただければなという。
1:54:24	九州電力中園でございます。今おっしゃられたようにですね、設備側の、
1:54:30	例えば水はもう変えませんかですね、高さ制限も変えませんかというところも含めてですね、資料の方、
1:54:37	表現の見直しをちょっと行いたいと思います。以上でございます。
1:54:41	規制庁スズキですよろしくお願い
1:54:44	では、続けて、
1:54:47	資料7のナンバー67になります。こちらも、
1:54:55	10月25日のヒアリングの事実確認リストNo.8の続きになりまして、
1:55:04	清地区は基準規則、
1:55:06	1大井。
1:55:09	54
1:55:10	の内容になります。で、
1:55:16	確認したいのは、今、
1:55:21	衛藤。
1:55:23	記載を修正していただくと言っていた箇所の下側のなお書きの、
1:55:29	そこなんですけど、
1:55:32	今回の4号炉の高燃焼度燃料っていうのは、
1:55:36	3号炉の使用済み燃料ピットへは移送しないという
1:55:41	話で、これについては、
1:55:44	4号取扱施設、
1:55:47	の話として、
1:55:50	使用済み燃料ピットクレーンの、
1:55:53	説明だけで説明できるのかなっていうふうに思いますけれども、
1:56:00	3号炉及び4号炉で共用している3号炉の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:05	取り扱い施設への影響はないっていうところはこれ 4 号側の話じゃなくて 3 号側の、
1:56:13	話かなっていうふう
1:56:14	けど。
1:56:15	そういった意味で 3 号側の申請バスの理由として、
1:56:21	何か別に書いた方
1:56:28	九州電力のタケツグでございます。質問の趣旨は理解いたしました。
1:56:34	参考側への影響としましては、16 条の 1 項 1 号側の、
1:56:41	ところの 3 号の申請マツノ理由ということで、34 号炉で使用した高燃焼度燃料は 3 号炉の貯蔵設備貯蔵しないこととするためということで、
1:56:51	対象外としておりましたその最後の括弧で、16 条の 3 号の対象外上部について同様ということでも良いか同様ということで、省略させていただいております。それとこの 4 号の方に、なぜ参考のところを書いているかというところなんですけども、
1:57:06	一応 3 号炉の使用済み燃料貯蔵設備については 34 号で共用化しておりますので
1:57:15	3 号炉内にある 4 号炉設備というところで、4 号炉側でも一応影響がないということをご説明した方が良いと思ひまして、4 号炉側にも記載しているものでございます。以上です。
1:57:41	名称規制庁数です。床コウは適切な遮へい能力を有するかどうかの、
1:57:47	話をして、
1:57:52	3 号炉の
1:57:54	話はもう、
1:57:57	コウ 1 号が出てきているので、
1:58:03	相手も書かなくてもいい。
1:58:06	んじゃないんですかね。
1:58:08	そうすると、
1:58:13	は九州電力のタケツグでございます。
1:58:15	おっしゃる通りサンゴ、1 号側で書いてある内容と同様の内容書いてあるので、
1:58:21	不要とす。
1:58:23	する。
1:58:25	不要といひます。
1:58:26	考えもできますので、削除させていただいても、
1:58:29	問題ございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:31	こちらについては、4号だけじゃなく、
1:58:35	だけではなくて、関連する例えば上の2号、3号にも同様の表現をしているのですが、
1:58:44	そちらについても同様ということではなかったでしょうか。
1:58:50	名称規制庁する島津ちよつと。
1:58:52	4、5のところですけど、最後のくだり3号の説明は、
1:58:59	なしにし、したとして、
1:59:03	4号炉の高燃焼度燃料350の使用済み燃料ピット移送しないっていう括りではなくって、
1:59:10	移送しないので、
1:59:12	3号の取扱施設の中で、
1:59:15	ここの取り扱いまで、
1:59:18	の範囲で、
1:59:19	適切な遮へい能力を有しているかどうかという確認がなされればいいという、
1:59:24	そこまでちゃんと書いて欲しいと思っていてそれは多分、
1:59:29	1項1号側の方の取り扱いどうについてやったのかっていう、
1:59:34	説明の中のここまでの範囲ですよっていう、そういうことだと思うんですけども。
1:59:39	どこどこ。
1:59:40	括りとして、
1:59:42	一つ目の上の段落で、使用済み燃料ピットクレーンの話だけ書いてあるので、それだけで済むんだっていうことがわかるようにして欲しいということなんですけど。
1:59:54	理事電力のタケツグでございます。
1:59:56	理解いたしますと上、上の、
1:59:59	説明だけで問題ないということをお書きで、補足するような形で記載し、
2:00:05	するというので、
2:00:06	なので今の直江4号炉の高燃焼度燃料は3号炉の使用済み燃料ピットそうしないため、
2:00:13	4号炉内の使用済みのSFPの水深の遮へい能力を確認できれば、この条文については適合性を満足してきますというようなことを記載すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:25	ということで理解いたしました。はい、原子炉規制庁鈴木です。そう願いますそれで、
2:00:31	1号、1項の2号3号についてちょっと別途確認をしたいと思いますので、今後、
2:00:40	改めて、
2:00:42	必要があればまた確認をしたいと思う。
2:00:45	九州電力タケツグで承知いたしました。
2:00:48	では、
2:00:49	続けて、
2:00:57	資料7のNo.68に行きます。これは
2:01:03	10月25日の、
2:01:06	技術確認リストのナンバー9の都築です。
2:01:12	等、
2:01:15	No.9も同じく16条1項4号のお話でして、
2:01:25	ナンバー9の方で確認したのは、
2:01:28	適切な遮へい能力として、
2:01:33	ALARAに基づいた、押すALARAの方針に基づいて遮へい設備を、
2:01:41	設置するとしている本文9号イの内容を、
2:01:47	達成しようとしているんですという説明がありましたんで、
2:01:55	ここは、
2:01:57	若干違和感がありまして、
2:02:00	基準上として特段そこを目指すっていう話は、
2:02:06	或いはそれを満たしなさいって話をしているわけではないので、
2:02:12	多分事業者独自として、この目標を設定しましたということじゃないかなと思うんですけれども。
2:02:20	まずそのALARAの方針で、
2:02:24	遮へい設備を、
2:02:26	設計スルート。
2:02:27	言っているところと同じことの目標をここで、
2:02:32	立てて、
2:02:34	それでその遮へい能力。
2:02:37	の確認を、
2:02:39	しているってことなのか、それとも、
2:02:44	単純にそのALARAっていう、
2:02:47	のを目標にただけなのか、そこはちょっとよくわからないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:53	説明をお願いしたい。
2:02:56	九州電力のタケツグでございます。今ご説明あった後者の方かと考えておりました、ここで要求されているのは遮へい能力を有するということが要求されてるかと思えますけども、
2:03:06	すいません適切な遮へい能力ですね。
2:03:09	その適切なというところの目標をどこにするかというところで遮へい設計区分の0設計基準値
2:03:16	を目標としているというところになります。以上です。
2:03:19	原子炉規制庁杉です。
2:03:21	今言ったその遮へい設計区分っていうのは、
2:03:26	本文9号、
2:03:30	伊井の両括弧1の、
2:03:32	話とは違って、
2:03:40	その遮へい設備を必ず
2:03:43	設計するというわけではなくって単純に、
2:03:46	線量率の上限を決めるっていうだけの話として鮭遮へい設計区分っていうのを、
2:03:54	設けているっていうことなんでしょうか。
2:03:59	江藤大変設計区分についてはALARAの考え方をういて車放射線業務従事者の線量合理的に、
2:04:07	低くするというところで
2:04:11	管理区域ですね。
2:04:13	そのために設定する管理区域、
2:04:18	管理区域の、
2:04:20	放射線の条件、線量の上限を管理することで遮へい設計区分を設けられているものでございまして、
2:04:28	このこの度適切な遮へい能力の目標値としてはそのタケシタ計画の考え方をういて
2:04:35	設計基準の上限値を用いてますということになります。以上です。
2:04:41	原子力規制庁鈴木です。理解しました。
2:04:44	ですから
2:04:46	遮へい設備を設計する。
2:04:49	という方針をここに適用してるわけじゃなくて、
2:04:53	放射線
2:04:58	管理をするため、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:00	のを設定。
2:05:03	区分設定をここに、
2:05:06	適用する。
2:05:08	ということ、端的にALARAっていう言い方をしたんだっていう、そういうことなんですね。
2:05:15	京成電鉄です。その後に理解の通りです。
2:06:13	ちょっと待ってくだ
2:08:15	原子炉規制庁鈴木です。もうちょっと聞きたいんですけど、
2:08:22	今の説明だと、
2:08:24	結局、
2:08:25	30条の1項1号、
2:08:37	使用済み燃料ピットのフロアのところで目指しますっていう、その
2:08:42	区分を、
2:08:47	放射線業務従事者、
2:08:49	充実する場所における放射線量を低減できる。
2:08:54	低減できるっていうのはALARAの考え方のもとで作業性等を考慮して、
2:09:00	何らかの放射線防護措置上の放射線防護上の措置を、
2:09:05	講じているという、
2:09:07	ことを指していて、
2:09:12	やっぱり小コウにおいて、
2:09:17	適切な放射数、
2:09:19	遮へい能力っていうのを、
2:09:23	絡めている。
2:09:27	絡めて説明しているっていうことになると、
2:09:32	いうふうに理解できるんですけど、先ほど
2:09:38	設計用線源強度の話のところでは、
2:09:42	遮へい能力。
2:09:44	ていうところは、特段
2:09:47	取扱施設が、
2:09:50	の方の、
2:09:51	運用上の管理の話で、
2:09:54	推進を決めているだけであって、
2:09:58	けど、
2:09:59	そこはやっぱり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:03	放射線業務従事者の防護上の観点でこれ以上欲しいということに合致するかどうかって話もやっぱ出てくるっていう
2:10:14	であるとするので施設、施設設備側だけで決まる話でもないということに、
2:10:19	思える。
2:10:20	だけど、
2:10:24	ちょっと先ほど施設設備側だけで決まっているっていうところで修文するみたいな話に、
2:10:30	なりましたけど、
2:10:32	ちょっと今の話だと少し違うかなと。
2:10:38	九州電力タケツグでございます。
2:10:40	今の話も先ほどの話も同様で先ほどの話で申しますと、燃料の取り扱い時には、
2:10:50	高さを制限して一定の推進のもとで、取り扱うというところでその推進について、その推進が問題ないかというのは、
2:11:01	当間。
2:11:03	問題ないかの確認は、水面の線量率が、最盛期分、
2:11:10	いいか、基準値以下であるっていうことを確認して問題ないということを確認しております。先ほど施設側で決まっているというのは
2:11:20	等、
2:11:25	取り扱い時の推進だけではなくてSFPの、
2:11:29	自体の推進ですね、貯蔵施設、貯蔵側の推進、
2:11:34	からも決まってくるのでそういった意味で施設側ということでご説明をしたものです。以上です。
2:11:40	取り扱い、規制庁スズキ取扱施設としては、ラックに入れている。
2:11:47	燃料体、
2:11:49	或いはラックとぶつからないように必要なクリアランスを持った。
2:11:54	高さまで持ち上げて移動とかをしないといけない。
2:11:57	これは当然ですよね。で、
2:12:00	その上でさらにその上側に、
2:12:03	水深があります。
2:12:05	ところが、
2:12:07	クレーンとの兼ね合いで、或いはピットの深さと、
2:12:12	対水の、
2:12:14	映画をどこまで、
2:12:16	やっといたらいいか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:19	兼ね合いで、
2:12:20	その差分で水深が決まってくると思うんですけど、
2:12:25	その推進って、
2:12:27	いや、浅ければ浅いほど、
2:12:30	お金かかなくて、
2:12:34	いいわけですよ。
2:12:36	で、
2:12:37	とりあえずその線量率関係なければ、
2:12:41	別にゼロでもいい。
2:12:43	分けて、
2:12:45	でもここはある程度推進を保たせるっていうのはやっぱり、
2:12:50	ALARAの観点で、
2:12:53	使用済み燃料ピットのアペレーティングフロアにおける線量率を、
2:12:59	これ以上に下げたいっていう、
2:13:01	やっぱ要求があることで、もっとピットと深くしてくださいと。
2:13:06	いう話になるんだと。
2:13:08	とするとそれは、
2:13:10	取扱施設で決まる推進っていうよりかはやっぱり要求された推進。
2:13:17	以上の管理をする。
2:13:20	運用管理をする、或いはできるように設備の寸法を決める。
2:13:25	ていうところで決まってるように聞こえるので、
2:13:29	それが適切な遮へい能力。
2:13:32	ですと、
2:13:34	そういうふうに繋がるのかなって今聞いてて思って。
2:13:42	であればテキストな遮へい能力ってのはそういうふうに決めているもので、それについては、
2:13:49	取扱設備、施設を変えない限り
2:13:53	で、その管理を変えません。その上で、
2:13:56	高燃焼度になったとしても、
2:14:00	それよりもちょっと厳しい。
2:14:02	線源で評価しているもので下回っているので、
2:14:05	今回も大丈夫です。そういう話になる。
2:14:11	なので、申請。
2:14:13	バスなんですと。
2:14:16	という流れが書いてあれば、何となく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:19	二つの話は、
2:14:21	話が繋がるのかなって思ったんですけど。
2:14:24	ちょっと今なんかそういうふうに読めないので、
2:14:31	一生懸命線源の妥当性の話わかりません。
2:14:36	1 課、いかがですか、もうちょっと何かそう、そこも、
2:14:39	二つの話が繋がるように、
2:14:42	説明をしてもらえると。
2:14:44	わかりやすい。
2:14:55	九州電力中園でございます。
2:14:57	今おっしゃられた通りですね設備側の話と、被ばくの話と両方あると思っております。ちょっと設定の仕方としてはですねちょっと鶏が先か卵が先かっていうのとちょっと似てるかなっていう設備が、
2:15:13	の要求と、被ばく側の要求とですね。
2:15:18	どちらからも多分、おそらく詰めてはいるんでしょうけど、例えば、被ばくがもうちょっと遮へいを取らないといけないねってシミズを上げようっていうのと、
2:15:28	あと推進としてはこの程度ないといけないよねと両方の要求があると思っておりますので、その辺勘案してですね再度ちょっと修文をさせていただきたいと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。以上でございます。
2:15:41	成長鈴木です。よろしく申し上げます。では続けて、
2:15:51	そうですね同じ 16 時、し、
2:15:54	資料 7 のNo.69 に行きますけど、
2:15:59	ちょっと話が変わるので、一旦ここで区切って、
2:16:04	ここままで、
2:16:05	今後の対応の確認をしたいと思っておりますよ。お願いします。
2:17:23	規制庁数です今ホワイトボードをまとめているところなんでもうちょっとお待ちください。
2:21:14	九州電力のタケツグです。ここまでの当社対応事項についてご説明をさせていただきます。
2:21:20	ナンバー66 については本文 5 号炉の方針に遮へいに必要な推進を確保の記載がないため、本文 5 の 2 項で、2 項の設計方針を、
2:21:33	A、
2:21:34	Aの読み込みを追加すると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:37	ナゴ 66 の二つ目で、SFPの水深を確保する管理については遮へい能力を満足していること、その設定を変えるのではなく設備側でつり上げ上限高さを管理しているなど、或いはその
2:21:51	内容を資料に追加することと、
2:21:54	ですねちょっとナンバー68 を先になんですけどそれとか、
2:22:00	同じように、
2:22:02	推進が設備側か。
2:22:05	来てるものか取り扱いがわからない点も改めて当社の方を整理して、説明を検討させていただきます。規制庁スズキサノNo.66 の二つ目のところは、
2:22:18	No.68 と合わせてってというような形に
2:22:26	はい、そうします。
2:22:29	資料 2 に追記することの後に、
2:22:33	麻生。
2:22:43	ナンバー68 とあわせて対応とか、
2:22:54	はい、じゃあ難波 67 続けて、
2:22:57	はい。
2:22:57	ナンバー67 については、
2:23:00	16 条 1 項 4 号について、なお書きのところですね、についてはどこまでの取扱設備を考えれば、
2:23:11	その条文の適合性の説明ができるか検討して記載を修正するということですか。以上です。
2:23:21	アイピース以上スズキです。はいこれで結構ですので、記録をするまでしばらくお待ちください。
2:24:02	イセちょスズキです。
2:24:07	始めてから 2 時間 25 分になりますけれども、
2:24:12	もう少し詰めてもよろしい。大丈夫でしょう。
2:24:15	目標は、
2:24:18	16 時 30 分。
2:24:20	目標に、とりあえず、
2:24:22	ちょっとIT、
2:24:29	続いて、
2:24:33	資料 7 ナンバー69 です。
2:24:38	こちらは、
2:24:40	10 月 25 日の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:43	事実確認実施と。
2:24:45	No.12 の
2:24:46	日です。
2:24:51	地方基準規則、同じく 16 条ですけど 2 項 1 号、
2:24:56	イのところの、
2:25:00	放射性物質の低減の話の、
2:25:05	ところに移ります。
2:25:06	で、
2:25:09	まず要求として、
2:25:11	放射性部署のホースを低減するもの。
2:25:16	ということだったので、
2:25:19	貯蔵施設を格納するものは、
2:25:22	ありませんは理解できたんですけども、放射性ぶつ数、
2:25:28	ご提言するもの。
2:25:31	という。
2:25:32	ところも、
2:25:33	ありませんっていう回答が今、
2:25:36	来てるんですが、そうすると、13 条側に飛ぶんですけど、
2:25:43	13 条の 2 号のホに係る内容として、今回の申請書の
2:25:50	添付書類 10、
2:25:52	の 3.4. 3.2 の両括弧 2 のfポツ、これ
2:25:58	ニシズミ燃料ピットの
2:26:01	ヨウ素の除染係数の条件を指してるところなんですけど、
2:26:07	これは何で、
2:26:09	条件設定できるかって話になってしまって、
2:26:14	この放射性物のほう素低減するものにかかってきてるんじゃないかなと 16 条側は思うんですけど。
2:26:23	そこは違いん、そうじゃないんですか。
2:26:25	説明をして、
2:26:27	九州電力のタケツグでございます。
2:26:29	放射性物質の放出を低減するものについては設置許可基準基準規則 の
2:26:37	解釈に示されておりますように、空気の空気、
2:26:43	お待ちください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:45	空気系の浄化装置をいうものと該当するものと考えておまして、SAPの貯水についてはここは対象外であると考えております。
2:26:55	あと、条文整理表の方でご説明させていただいております通り、ここについては解釈にある安全評価指針に基づく評価、
2:27:05	によって、規則の方にあります公衆の放射線障害を及ぼす恐れのある場合に該当しないことを確認しておりますので、放射性物質の放出を低減するものというものには期待しておりません。
2:27:19	あと、解釈に、その安全評価指針に基づく評価、13条に、同法に係る
2:27:27	テンジウと添付10の3、
2:27:32	5.4. 3.2(2)Fの条件設定については使用済み燃料貯蔵ピットの貯水機能に期待しているものとして設定をしております。以上です。
2:28:05	一応規制庁スズキですそうすると解釈を読む限りにおいてはPWRでは、
2:28:13	該当するものがないという説明になって、
2:28:16	A、A、
2:28:18	しまうと、
2:28:33	今のその貯水機能に期待するもの。
2:28:36	て言ったときに、
2:28:38	そこはMSとして、
2:28:41	安全機能を備えているっていう整理になってる。
2:28:48	安全機能の重要度分類のMSのクラスとして、
2:28:53	貯水機能を備えている。
2:28:56	ならないと。
2:28:58	除染機能って期待できない。
2:29:05	九州電力の植原です。
2:29:07	衛藤。
2:29:09	この15の方に記載しております。
2:29:12	添付書類10の所、SFPのヨウ素の除染係数の公約の話ですけども、
2:29:17	こちらにつきましては、このMS等に該当するものではなくて、水の強い、
2:29:25	水が確保されていれば、
2:29:27	この形、除染係数としては期待できるものであろうということで、安全評価指針にのっとして、
2:29:35	評価しているものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:38	以上です。
2:30:13	市長それでそこはだからミティゲーションシステムじゃない。
2:30:17	ということについてはわかった。
2:30:20	なんですけど、
2:30:23	プリベンションシステムとして、16条2項、
2:30:30	5の、
2:30:37	とか、
2:30:40	2とか、
2:30:43	もう満たすものとして、
2:30:45	PSのクラスか。
2:30:47	があって、
2:30:50	そのas-isとして除染係数を、
2:30:54	期待しますっていうそういう説明になる。
2:31:01	九州電力の植原です。ご認識の通りです。
2:31:04	以上です。
2:31:28	規制庁都築です説明は理解したんですけど、
2:31:33	できれば、
2:31:34	今日の資料2の12ページの、
2:31:39	16条2項1号イの、
2:31:42	申請バスの利用の中で、
2:31:45	なお書きか何かでもいいので、
2:31:48	今言ったようなことを、
2:31:53	放射性物質のコスト低減するもの。
2:31:58	ではないが、
2:31:59	みたいな形で、
2:32:01	ちょっと追記しといてもらえると。
2:32:04	ありがたいんですけど。
2:32:10	九州電力の植原です。
2:32:12	はい、承知しました。
2:32:14	本資料2の16、第16条の条文整理表のうちの2項1号委員について、
2:32:20	こちらに、13条の方で、
2:32:25	遮へい野瀬、観点で水位が確保されているような場合に、13条側の評価で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:33	保全を期待しているということについてわかるように、ちょっと明記させていただきます。
2:32:38	規制庁すべてしゃへい側ってよりかは、多分PS2、PS2 かなこれ。
2:32:45	多分そうだと思いますけど。
2:32:47	記憶が正しければ、
2:32:51	という観点で 16 条 2 項 2 号、
2:32:55	ハートか 2 の観点で、
2:32:58	姉機能を備えている貯水機能、
2:33:02	のas-isとして、
2:33:05	除染係数を設定するものだという、
2:33:09	言い方にし、
2:33:11	が、今の何か説明だったらしいのかなって感じがしたんですけど。
2:33:15	それでよければそういう記載にしといてくだ
2:33:19	はいPS2 の、要求される安全機能に基づいて期待している。
2:33:26	機能であるということについて、
2:33:28	常務整理表に追記させていただきます。
2:33:31	規制庁スズエ 1 年のために行きますと、一応 16 条 2 項 2 号、
2:33:36	2 に基づいてっていうのであればそこちゃんと記載していってもらえると。
2:33:43	ですけどよ、よろしいです。
2:33:46	はい。16 条 2 項 2 号のはあと 2 に基づいてということで記載させていただきます。
2:33:52	市長スズキですお願いします。
2:33:56	続けて資料 7、事実確認リストNo.70 ですけど、
2:34:03	これは、
2:34:04	10 月 25 時ヒアリングで確認し、
2:34:08	リストの 15 番の続きになります。
2:34:17	16 条、2 項 2 号、イ、
2:34:22	の、
2:34:26	遮へい能力のところですけども、資料 2 の、
2:34:33	13 ページ。
2:34:34	の、
2:34:37	4 号炉申請×の理由のところ、
2:34:40	一応上の 1 行目の後ろから 2 行目にかけて使用済み燃料ピットの壁面及びてはコンクリートセキによる、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:48	遮へいを有しているところなんですけど、
2:34:51	この底部のコンクリート液が遮へい設備なのかどうかってところはちょっと、
2:34:57	理解できなくて、
2:34:58	建設時の工認を見ても、
2:35:02	壁のところは、
2:35:05	遮へい補助遮へいとして登録されてるんですけど、
2:35:08	底部は登録されてなくてこれほんとに底部まで含めて遮へいなんですかね。
2:35:15	そこを説明してください。
2:35:16	実習電力のタケツグでございます。
2:35:20	こちらについてはshall通りで建設の設工認皆さん設備として記載があり、
2:35:27	言いません。
2:35:29	ちょっと当社の方で確認したところ 4 号炉の使用済み燃料ピットの底部についてはその下に部屋等がございませんので、
2:35:38	遮へい設備ではない。
2:35:43	というのはおそくないのではないかと考えておりましたちょっとこちら改めて確認して記載の方、検討させていただきます。
2:35:52	原子炉規制庁蘇武です。はいじゃそこを確認して、修正が必要であれば修正してください。
2:35:57	続けて資料 7、
2:36:01	No.71 に行きますけれども、
2:36:05	これは前回 10 月 25 日の
2:36:10	事実確認リストNo17。
2:36:15	同じく 16 条 2 項 2 号に、
2:36:19	の、
2:36:21	話の続きになります。
2:36:26	資料本日の資料 2 の 13 ページの、
2:36:30	一番下ですね。
2:36:32	16 条 2 項 2 号、
2:36:35	カタカナ 2 のですけど、
2:36:37	申請バスの理由のところ、燃料集合体等の取り扱い中に想定される燃料集合体等の落下時及び重量物の落下時においても、
2:36:48	燃料貯蔵設備の機能が損なわれないこと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:51	また、
2:36:52	使用済み燃料ピットの機能に影響を及ぼす。
2:36:55	重量物については落下しないことを確認しており、この二つの確認をしているっていう話になってるんですけど。
2:37:06	前回、
2:37:09	7月20日の審査会后資料1の46条別添1Eの中で、
2:37:20	燃料体、
2:37:22	燃料集合体を燃料取扱工具、
2:37:26	に結合させた状態での、
2:37:30	落下時の、
2:37:35	落下時はこれは
2:37:38	重量物。
2:37:40	になって、使用済み燃料ピット。
2:37:43	の気中落下試験の閾値を上回ってくるので、
2:37:48	重量物落下重量物に相当して、落下しないイセ、クレーン側の方で落下しない設計するという話に、
2:37:58	なってるかと思うんですけど。
2:38:00	そうすると結局、
2:38:03	燃料し、
2:38:05	周大田イトウの落下時、
2:38:09	重量物の落下時においても、
2:38:11	燃料貯蔵設備の機能が損なわれない。
2:38:15	いう設計方針に該当するものって、
2:38:19	何があるのかな。
2:38:21	そして本、そもそもその設計があるんですかねっていう、
2:38:25	ところを確認したいんですけども。
2:38:31	まずそこを説明してもらおう。
2:38:34	九州電力タケツグです。こちらにつきまして原子力発電本部側からご回答させていただきます。
2:38:42	はい。九州電力吉永です。鳥栖先ほどの、今のご質問の意図としては、二つ、
2:38:52	今日の資料の2の13ページの下のところ、主母体等の取り扱い中に想定される現象がイトウ等の落下時と、
2:39:00	このオチアイのですね試運で、燃料ピットの機能に影響を及ぼす重要物については落下しないことというのが二つあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:09	先ほどのヨシダ資料の別添一井のところ、
2:39:15	ていこのを、説明としてはですね、使用済み燃料取扱工具が燃料集合体を掴んでいたら、それは後者の絵と落ちないものとして整理をしております。
2:39:28	で、燃料集合体自身については、今回ヨンパチから5号になって、重量が大きくなるのでその全社燃料集合体等の取り扱い中に想定される燃料集合体等、
2:39:40	の方の落ちても家へと機能が損なわれないものになってましてそちらの方も、同説明書の方で年流量が大きくなったんだけども、
2:39:51	エネルギーは、茂木にある集合体の
2:39:56	エネルギー以下になりますよというのを確認をしているといった形でこの記載をさせていただきました。こちらからは、ちょっとまずいようになります。
2:40:06	原子力規制庁スズキです。
2:40:12	今日の資料、
2:40:33	資料3の方にですね。
2:40:41	2ページと、
2:40:49	別紙1。
2:40:51	が追加されていまして、
2:40:55	説明をしてもらったんですけれども、
2:41:00	その落下しないもの。
2:41:04	ではない。
2:41:06	あれ、落下させないものではない、燃料集合体団体での、
2:41:12	落下想定、これは13条の、
2:41:17	2号の木、
2:41:19	でも考慮していることなのかなと、そこでまず一致するのかなどうか。
2:41:24	聞きたいところはありますけれども、
2:41:28	そちらにも、
2:41:30	衛藤。
2:41:32	関連するのかなというふうに思ってます。
2:41:35	そうすると、資料3の別紙、
2:41:40	の1ページ目、1ページしかないですけど、別紙の下側の図で、
2:41:46	取扱工事工具のラッチの仕方、
2:41:52	ていこのが、
2:41:53	載ってて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:54	このラッチ
2:41:56	して、ロックピンを掛けますっていう言い方になってるんですけど。
2:42:02	これ、
2:42:05	落下を防止する二つの
2:42:09	防止機構があるわけですよ。
2:42:13	これ自体は落下させない設計ではなく、
2:42:19	になるっていうことなんで、
2:42:23	九州電力吉永です。今の、別紙1のところの、ラッチ機構詰めファイルの夏期間こちら自身は、当然、燃料集合体等、
2:42:36	を落下させない機構ではあるんですけども、想定としてどうしても燃料集合体が落下するという想定をする必要がありますので、ずっとこれに関しては、中大田に関してはもう落ちるものというふうにしてますんで、
2:42:51	ラッチ詰めの上の方の操作ハンドルの上の方のところにあるんですが、こちらが取り扱い工具が落ちないというところを、クレーンの
2:43:01	機構と相まって落ちないということになってますのでこの取扱工具自体は、また集合体を掴んでいてもいなくても落ちないという形になっております。
2:43:10	以上です。
2:43:12	規制庁都築です
2:43:14	燃料集合体を落とすことになっているのでっていうのは13条側の方の話で、
2:43:20	16条の今の2項2号2の方では、
2:43:25	この資料3の別紙、
2:43:28	において、
2:43:30	落下させないようにしているわけではないんですか。
2:43:37	要するに13条で落下させることになっているので16号の2号、2、2、
2:43:44	2項2号の2でも、
2:43:47	落下させることになりましてっていうのはちょっと何か本末転倒な気がして、
2:43:56	そこはでも、想定としては、落下してもいいものとして扱いますので、
2:44:02	設計方針としては、損傷させないという設計方針の方に落ちてきますっていうそういう説明をしようとしてるってことですか。
2:44:12	九州電力吉永ですそうそういった説明を意図しております。
2:44:22	原子炉規制庁鈴木知念のためですけど、この燃料取扱工具の機構、
2:44:28	ラッチだとかロックピン、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:30	これは落下させない設計ではないんですか。
2:44:35	あと当然落下させない、設計になります。
2:44:40	仮に、燃料集合体が落ちたとしても、ライニングは健全であると、貯蔵施設、設備が、
2:44:48	は健全であるという確認をしていると。
2:44:51	いう形になります。
2:45:02	規制庁スズキ間だから、落下させない設計はすべてにおいて、
2:45:10	燃料、
2:45:11	貯蔵ピットの上で扱う。
2:45:14	設備はすべてにおいて落下させない設計はするんだけど、
2:45:19	その中で、万万万が一落ちて大丈夫な範囲っていうのは集合体単独で落下させたとき、
2:45:29	だけですよってことは確認済みであると、そういう言い方ですか。
2:45:34	九州電力の中でその通りです。
2:45:38	原子炉規制庁鈴木です。状況は理解しました。で、
2:45:43	先ほど先回りして言っていたんですけど、
2:45:49	高燃焼度燃料、
2:45:51	に変更する前の既許可の時にしても、
2:45:56	単独で集合体が落ちたときは当然、
2:46:01	ピットが損傷しないようになる。
2:46:04	状況になっていたし、今回も、
2:46:07	多少重量が増えたとしても、
2:46:09	同じようにピットは損傷しない状況になっていて、取り扱いホームを、
2:46:16	と一体とした時において取り扱い高ゴトウ落ちる状況においては、
2:46:22	高燃焼度燃料を用いる前後どちらにおいても、損傷してしまう状況になるので、
2:46:30	これはクレーン側の方の落下させないというところによる設計にしていると、いうことは変わらないということでもよろしいですね。
2:46:40	九州電力ヨシナガでその通りでございます。
2:46:44	吉尾規制庁スズキです。わかりました。
2:46:54	今、確認したところからすると、
2:47:01	資料2の、
2:47:03	13ページの書き方は、
2:47:06	落下しても機能が損なわれないことということに対しては、燃料集合体単独、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:15	のナカ時においても、
2:47:19	だけに限定した書き方に、
2:47:22	していただいた方が、誤解がなくていいかと思います。
2:47:27	また書きの、
2:47:28	使用済み燃料ピットの機能に影響を及ぼす重要物については落下しないことを確認しておりっていうところは、
2:47:34	そのままであれば、丹中央田井単体だけの話なんだなということが理解できると思いますけどいかがでしょうか。
2:47:43	九州電力の稲葉です。なんで前者の方の、集合体の取り扱い上想定される云々のところにその集合体の重量が増加したというところをわかるように追記させていただきます。以上です。
2:47:55	はい、原子力規制庁スズキです。お願いします。
2:47:59	続けて、
2:48:02	資料7の、
2:48:05	事実確認ですとナンバー72にいきます。
2:48:10	これは10月25日の事実確認リストNo.20の続きで、
2:48:16	16条ですけど参考1コウ側の、
2:48:19	話ですんで、
2:48:23	資料2の14ページの一番上になりますけれども、単純に動きですけど、
2:48:31	燃料等で取り扱い場所の放射線の説明を追記してもらってますけどまずこれ、
2:48:39	基準上は放射線量の話ですので向後木田ということによろしいですよね。
2:48:45	イシイ電力のタケツグでございます。大変申し訳ございません本箇所については伴沖でございます、本来は
2:48:52	管理区域内における人の立ち入り制限等の観点から、燃料取扱場所の放射線量を監視しまでですね、
2:49:02	中央制御機器を発信する内田りとするところで、
2:49:06	また申し訳ありませんでした。以上です。
2:49:10	原子炉規制庁鈴木です先回りしてその他のところも説明してもらったのでそこは飛ばしまして今の説明は理解しました。で、
2:49:21	最初、さっきの
2:49:23	適切な遮へい能力のところで、
2:49:29	取り扱い場所の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:32	放射線量率が、遮へい設計区分に応じた線量率、
2:49:39	ということだったので、そこから、その線量率から有意に上昇することを、
2:49:45	検知したら中央制御室に警報を発信するような設定になっているという そういうことでよろしいでしょうか。
2:49:52	九州電力のタケツグでその通りでございます。
2:49:55	そしてと続きですそうすると、
2:49:58	遮へいを設計区分の線量率っていうのはさっきから言っている設計を線 源強度で定まっている。
2:50:07	いるものになるのかなっていうふうに思うんですけど。
2:50:12	実際はもう、もうちょっと低いわけですよ。
2:50:15	線量率は、さっき、例えば高燃焼度燃料の現実的な宣言を、
2:50:21	想定するともうちょっと低いハッタっていう話になってるので、
2:50:26	そうすると、その前、現状の燃料はもっとさらに低くて、
2:50:32	高燃焼度になると少し下がっていくけどまだ
2:50:37	設定ちゅうか、
2:50:39	話になってて、
2:50:41	その辺のその近づき度合いみたいな話っていうのは、
2:50:46	特段何か
2:50:48	問題になるような地区近づき度合いではない。
2:50:52	大丈夫だってこと。
2:50:54	江藤。
2:50:56	九州電力のタケツグでございます。
2:50:58	今、お勧めしてる資料では、設計用線源。
2:51:04	設計を線源強度と、5号燃料の線源強度の施策は出しておりますが、 それ以外の例えば、遮へい設計区分の線量率、
2:51:16	が設計を宣言。
2:51:18	共同思ってた線量率の評価値どれぐらい差があるのかとか、もしくは5 燃料を用いた線量率の4%を用いる線量率とか、
2:51:27	どのくらい差があるのかというのはちょっとご説明した資料ございませ んが、
2:51:34	まず遮へい設計区分の線量率と設計を線源強度を持った線量率につ いては、
2:51:48	ある程度家ではあるものと考えておまして、
2:51:52	そ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:55	さらに扇形汚染源京都向後燃料の方の戦略企画についてお示しております通り、第
2:52:03	第
2:52:08	水面でいうと、間瀬。
2:52:18	設計用線源強度を用いた線量率は7割ぐらいが実際の線量率、5年の持田線量率になるかと思えます。これは燃料取扱位置になります。
2:52:28	で、5号燃料用いた場合の線量率をコンパクト燃料を用いた場合の線量率については、ちょっと今、数値を示しできるものは現在ありませんけど、あまり変わらないといったもの。
2:52:39	とな、認識しております。以上です。
2:52:44	吉尾規制庁スズキです。もうちょっと聞きたいんですけど。
2:52:49	まずだから設計用線源共同。
2:52:54	に基づいた、
2:52:56	線量率っていうのは当然遮へい設計区分の線量率の上限下限どっちかわかんないですけど、
2:53:04	より低くなってて、
2:53:06	で、
2:53:08	その他、そこに収まっているからいいんだよって話をしてて、で、
2:53:13	そこに対してまだ余裕があるところに警報の設定点があるので、
2:53:18	もっと下の方で、
2:53:20	実際の現実的な線源で泳いだりするのは、
2:53:24	ここで何か誤警報を出したりとかっていうところに関しては、
2:53:27	ないですっていうところは、
2:53:31	逆に言うと、
2:53:33	実は想定しているものよりか。
2:53:36	結構ある程度、例えば水が下がらないと。
2:53:40	検知できないとか、
2:53:42	逆側はあるわけですよ。
2:53:46	で、これ、実際にどういう宣言を、
2:53:50	踏まれてるのかわかんないですけど、
2:53:53	実際にこの
2:53:55	設計用線源強度に相当するような、
2:53:58	線源である使用済み燃料で、
2:54:04	1バッチ当たり、
2:54:07	多分4040団体とかぐらいしか出てこないで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:11	どこに入れるかによって、
2:54:13	そもそもモニターが設置されているところの線量率ってそのサイクルサイクルで、
2:54:20	違ってきちゃうのかなというふうに
2:54:22	そこは、
2:54:25	さっき言ったようになかなか
2:54:30	警報に達しない可能性が。
2:54:33	あったとしても、線量、遮へい性、遮へい、
2:54:38	設計区分の線量率に達しなければ、
2:54:41	放射線従事者としての放射線防護って何も問題ないので、
2:54:46	そこは気にしては、
2:54:48	喜納式にしなくてもいいってちょっと言い方乱暴かもしれないけど、
2:54:52	いいですよということと理解している。
2:54:56	九州電力のタケツグでございます。
2:54:58	もうおっしゃる通り放射線量に関しましては再生計画の線量率以下であれば問題になることはないという
2:55:08	よいかと思いますが推進が、
2:55:10	下がるについては放射線量が罨ではなくて実際の推進でも監視しておりますので、そちらは、そちらも遮へいの
2:55:19	遮へいミズタへ深さの観点からも設定しているものになりますので、水位が、
2:55:28	くなくて、放射線量が上がらなかったとしても、水側で監視できるものと考えております。以上です。
2:55:35	原子力規制庁スズキそういった、幾つかの面からやってるのでここについては、
2:55:41	ちょっと厳し目の、
2:55:46	警報設定的にはなってるけど、問題ないんですってそういうことだと理解しました。
2:55:54	では 72 は了解でして、
2:56:00	73 番。
2:56:03	77、ナンバー73に行きたいと思います。
2:56:10	ちょっとここまでやってい。
2:56:12	ごめんなさい。こことあと最後の 80 番までやって、確認に行きたいと思いますので、
2:56:19	最後まで行きたいと思う。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:23	73 番は、
2:56:25	10 月 25 日のヒアリングの
2:56:28	ナンバー22、26 条 3 項 2 号、
2:56:34	原子炉制御室の居住性に関しての、
2:56:37	説明の、
2:56:39	ところですが、
2:56:44	26 条の解釈 5 のところの、
2:56:48	従事者の交代等のため接近する場合において放射線レベルの減衰及び時間経過とともに可能となる被ばく防護策を、
2:56:57	取り得ることについてということに対してそのような防護策はない。
2:57:01	必要ないのでありませんっていう答えになっていましたので、
2:57:06	その話が、資料 2 の、
2:57:11	26 条は、
2:57:14	21 ページですけど、
2:57:19	ここのサンゴ 4 号炉申請バスの理由のところには明示されていないかなあというふうに、
2:57:26	思いますので、そこも、
2:57:29	は不要なので、
2:57:32	変更。
2:57:36	等の確認は必要ありませんっていうような何かこう直しか何かを、
2:57:40	入れといてもらいたいんですけど、よろしいでしょうか。
2:57:47	はい。九州電力の植原です。
2:57:50	はい。前回のコメント回答、本日の日は資料の 1 で回答させていただきました通り、
2:57:56	居住性に係る被ばく評価においては、当該防護従事者の交代等のため接近する場合における放射線レベルの減衰及び時間経過とともに可能となる被ばく防護策として、
2:58:08	防護具の配備着用等には期待していませんので、本防護柵腔が不要であることについて変更がない旨条文整理表に追記させていただきます。
2:58:19	規制庁鈴木ですよろしくお願いします。では続いて資料 7、
2:58:25	事実確認とナンバー80 最後になりますけれども、
2:58:32	ここは、今回の資料に、条文との、
2:58:38	関連として、4 号申請或いはサンゴ申請。
2:58:42	マルバツをどういうふうに行っているかという。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:46	ところの内容です。これ7月20日審査会合の資料1-1の6ページで、
2:58:54	申請条文の選定類型化フローっていうのを示されていて、
2:58:59	端的に言えば、申請書の本文が変わったから、
2:59:05	添付書類が変わったか。
2:59:07	変わっていれば、0です。よし申請対象ですって言い方になっているんですけども、
2:59:14	例えばですね、
2:59:17	今日確認した中の、
2:59:20	先ほど見てた。
2:59:22	26条3項2号原子炉制御室の居住性の評価。
2:59:26	ここについては高燃焼度燃料になってソースタームに変更が、
2:59:33	ある。
2:59:34	これは書かれている通りですよ。
2:59:37	けど、
2:59:40	記載の変更がないので、
2:59:42	申請対象外ですバツ。
2:59:45	一方で、今日は直接見てないですけど、
2:59:49	前回の10月25日のヒアリングにおいて、27-1号、
2:59:55	周辺公衆の通常運転時の線量評価のところ、小コウはやっぱり同じように、
3:00:01	ソフトも変わりますってことで、
3:00:04	これは本文9号、添付書類9が変わるので、
3:00:10	申請しますと言っていて、
3:00:14	いや評価変わるのに、
3:00:17	記載を変えたからか。
3:00:18	申請対象です。記載変えなかったら申請対象外ですので、
3:00:23	すごい主観的な言い方で、
3:00:26	何か、誰でもさじ加減で当然、
3:00:29	して、いやこれ、これ自体この、この二つについてはに限りて言えば、
3:00:38	26条がっていうのは、
3:00:40	実際の評価は、
3:00:43	技術基準規則側の方の施設購入の手続きの方、
3:00:48	方で申請しなさいっていう制度になってて、
3:00:52	そちら側で確認する内容なんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:54	で、
3:00:55	一方で 2071 号側の方は、
3:00:58	技術基準側の方で特段数もないので、
3:01:01	設置基準規則に基づいて、
3:01:04	評価まで求めて、
3:01:07	その適合性を見なきゃいけないので、評価事項として今回申請して、
3:01:11	当然ながら旧法に書いてあるし、添付書類っていう、
3:01:15	なるので、
3:01:16	これ記載が変わったからとかっていうよりは、制度による
3:01:23	そこが客観的な、
3:01:26	判定になる。
3:01:28	このケースに関してはですね。
3:01:30	思うんですよ。
3:01:31	なので
3:01:33	記載を変えたか変えないかっていうような、
3:01:36	そういう話で、ちょっと何かマルバツが分かれるっていうのは、
3:01:42	あまり客観性がないな。
3:01:44	今思ってるところです。
3:01:46	で、
3:01:52	今日の時点で、
3:01:53	特段何か、
3:01:55	答えを求めているわけではなくって、今後、
3:01:57	別の分野の、
3:01:59	条文の事実確認も少し進めていって、どんなパターンがあるかなっていうところを少し見定めて上でですね。
3:02:07	本当に今提示されている選定類型化フローが、
3:02:12	客観性がある。
3:02:13	ものなのかどうかって、
3:02:15	改めて、
3:02:17	赴任したいと。
3:02:19	で、
3:02:19	一応そこだけお伝えして、
3:02:22	ここでは、
3:02:27	改めてやりたいところ。
3:02:29	ことについてよろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:32	だけ、お聞かせください
3:02:37	はい。九州電力の植原です。他の条文についても見ていただいてということで、承知いたしました。
3:02:44	以上。
3:02:45	はい、原子炉規制庁都築です。本日、
3:02:47	何かあります。70、九州電力イシイです 74 万ちょっと飛ばされているようなので、ご確認をいただきたいなと思っております。
3:03:03	ぜひ、原子炉規制庁杉江失礼しましたこれーと、
3:03:11	前回の
3:03:15	10 月 25 日のヒアリングの
3:03:18	2931
3:03:20	の続きなんですけど、
3:03:30	2931 っていうのは設置基準規則の 27 条 1 号の話で、
3:03:39	ここの中で、
3:03:41	藤。
3:03:43	事業者が、申請書本文 9 号の中で、
3:03:47	管理の話をされていて線量告示。
3:03:52	で定める空気中の放射性物質濃度、
3:03:55	ですとか、
3:04:01	ホース水の構成物質の濃度の管理の話のところは、
3:04:08	設置許可基準規則と直接は関連ありませんっていう話を、
3:04:12	説明していただいてそこはそう理解したんですけれども。
3:04:17	その後、線量告示の方を、
3:04:20	改めて見てみると、
3:04:23	線量告示自身は、技術基準規則 39 条 1 項 1 号、
3:04:30	処理能力。
3:04:33	について、
3:04:35	要求を出しているところと関連するって書いてありまして、
3:04:40	結局、
3:04:41	設置基準規則と同じところに戻ってくる。
3:04:45	話なんですわで許可に、そこを直接求めてるわけじゃないので、これは設工認側の話にはなるんですけど、
3:04:52	結局その処理能力と、その管理の話んところは無関係では、結局なくなってです。
3:05:00	最後は技術基準の方でそこを説明し切らないといけないので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:05:04	まず、
3:05:06	そのところが今、処理能力は、
3:05:10	ALARAの観点で、
3:05:12	放出管理目標値を設定
3:05:15	話をしているんですけども、
3:05:17	それをやることによって、この
3:05:21	線量告示で定めるノート。
3:05:23	を満たせるんですっていう。
3:05:26	ところの説明を補足説明か何かで、
3:05:29	説明をして欲しいなと思う。
3:05:32	結局これ最終的に設工認側でそういう話になるっていうことを事前に確認しておきたいっていうだけ。
3:05:41	はい。九州電力石井です。
3:05:44	何て言うんすかねちょっとおかしな言い方になるかもしれないですけど、技術基準規則 39 条の要求に適合してることをこのまとめ資料の中で、
3:05:53	ご説明してしまう。
3:05:55	ということができれば、この説明することっていうことに対する回答にはなるっていう認識でよろしいでしょうか。
3:06:02	はい、原子炉規制庁鈴木です。その通りで、設置許可の段階でそこまでなぜ言うかっていう話もありますけど、結局同じような要求してる。
3:06:12	条文ですので今日設置許可基準規則と同じような要求してる条文なんで、
3:06:17	設工認側の方に行ったときに、あれ話が違うとか、あれ、困っちゃったなみたいなことがないってことを事前に確認しておきたいので、
3:06:26	補足説明資料の中の方で、
3:06:29	そういう話ワダ、大丈夫ですっていうことを聞いておきたい。
3:06:32	そういうことですので、補足のほうでまとめていた。
3:06:38	はい。九州電カイシイで承知しました。そのように、資料作成させていただこうと思います。
3:06:43	周期性少数ですし、一つ飛ばしてしまっって申し訳ありません。これ以上になりますのでここまでで、
3:06:51	今後の対応のところの確認を、
3:06:55	したいと思います。
3:07:33	ホワイトボードを書いているところですね少しお待ちください。
3:09:26	はいでは当社対応についてご説明させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:29	松永。
3:09:31	No.69 ですけども、資料 2 の 12 ページの申請×の理由に、13 条 2 号の評価にし、
3:09:37	評価している除染係数が 16 条 2 項 2 号ハ及び 2 の機能に基づく、
3:09:43	旨を追記します。
3:09:45	No.70 ですけども、16 条 2 項 2 号に、底部はオオキではないかというところで 4 号SFP会鹿庭アノ部屋等はないので、駄目で記載を確認して修正いたします。
3:09:56	ナンバー71 についてですけども、資料 2、P13 の記載について、燃料集合体の単体が落下した際は、健全性が損なわないということを今回確認したことが明確になるような記載を、
3:10:09	記載と、修正いたします。
3:10:11	で、ナンバー70、
3:10:13	2 ですけども、こちらは当初の方で動きがありましたので、放射能の量の部分について修正させていただきます。
3:10:20	73 については、居住性に係る被ばく評価においては当該防護策として防護具の配備や着用には期待しておらず、本防護柵は不要であることに変更がない旨を資料に追記いたします。
3:10:33	ナンバー74 ですけども、27 条のまとめ資料中で、線量限度告示に定める濃度を下回ることを、
3:10:40	説明いたします。以上です。
3:10:48	はい規制庁スズキです確認しましたので記録しますね少々お待ちください。
3:11:25	院長規制庁鈴木です。はい。記録を終わりました。
3:11:31	規制庁審査チームの方で事実確認リストは一通り、
3:11:36	確認できました。その他で規制庁側から、特によろしいでしょうか。
3:11:44	九州電力の方、本日の資料 1 から 6 の中で、
3:11:51	市、
3:11:52	規制庁審査チームの方から確認した内容以外のところで何か確認しておきたいと、ありましたらお願いします。
3:11:59	九州電力のタケツグでございます。すいませんちょっと資料で 1 ヶ所誤記を修正しておりますのでそこをちょっと、
3:12:04	ご説明させていただきます資料 3、
3:12:08	の、
3:12:09	3 ページ目になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:12:15	こちら燃料集合体の取替燃料の燃料集合体仕様の比較を示している部分でございますけれども、こちらの
3:12:24	赤字で示しているペレットの直径について赤字にしているんですけれども
3:12:30	変更後の添付書類 8 の約 8.19 という部分です。
3:12:34	もともとちょっと 8.05 と記載させていただいております、
3:12:39	8.05 の方がちょっと、5 年度に変更する前の直径のとなっております。それをちょっと逆に書いておまして、
3:12:49	表の方が 8.19。
3:12:51	パブの※1 のところが 8.0 を、
3:12:55	が正しい記載でございます。申し訳ございません。以上です。
3:13:02	白木市長それですいませんちょっと理解できなかったんですけど、表中のペレット直径が変更前は、
3:13:12	二つまたはで書いてありますけど、これは後者の方のは、
3:13:19	. 0。
3:13:20	8.05 って言っているんですけど。
3:13:23	それでわかりにくでございます。変更前の方は、もともと正しい値を書いてまして、8.19 または 8.05 と書いておりました。
3:13:33	こちらについてはなぜ二つ書いてあるかという、
3:13:38	燃料集合体の設計が
3:13:43	三菱社製造原子燃料工業社製二つありますので、その二つの設計の差ということで、ちょっと 2 ヶ所書いておりました。
3:13:53	または二つ書いておりました。変更後はその 2 社の設計ですね。
3:14:00	直径がどちらも 8.19 となりますので、変更後のところには 8.19。
3:14:08	が、正しい値として記載されるべきだったんですけども、こちら 8.05 と誤って記載して、
3:14:19	おりました。
3:14:22	というものでしょスズキです。
3:14:26	※1 は、変更後の、
3:14:29	添付書類 8 で 8.19 って書いてあるところについて、
3:14:35	申請書では 8.19 また 8.05 になる。
3:14:40	て、
3:14:42	るんだけど、
3:14:44	そのうちの 8.05 は、
3:14:49	変更前の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:14:53	AIDどっち河成のB型なのか言い方わかんないけど、どちらかの、
3:14:58	値のことを、
3:15:00	さしていますという、
3:15:02	ているので、
3:15:04	添付書類の8の記載は、は変わってなくて8.19または8.05になって、
3:15:10	その通りでございますすみませんわかりにくいところなんですけども申請書自体は、これは変更しておりません。上の表で示してるのはあくまで今回の、
3:15:18	燃料スペックを記載しているもので申請書に記載してるものではないです。
3:15:23	今回の燃料スペックだけで言うと8.19に変わってるんです。
3:15:28	が変わっておりましてそこが動きでした。申請書にはもともと8.19または8.05とかイトウ、
3:15:34	見ましたのでそこについては今回も修正しておりませんので、
3:15:38	申請書を修正するものではなくこの説明資料だけの修正となるものでございます。以上です。
3:15:46	規制庁鈴木です。多分、覚えていただけないので、
3:15:50	※1のところ、もうちょっと何か括弧書きかないかで、
3:15:54	補足してもらっていいですか。
3:15:58	承知しました。明示この表の見方もしくは申請書の書き方の通り、もう少しわかるように記載させていただきます。
3:16:07	はい。規制庁鈴木ですお願いしますそれ以外に、
3:16:11	説明しておきたいことを確認したいこと、よろしいですか大丈夫ですか。スケジュールは後で話します。
3:16:21	発電本部もよろしいですか。
3:16:25	はい。求人活動からも特にございません。
3:16:28	はい、原子炉規制庁鈴木です。では続いて、スケジュールの話に行きたいと思います。
3:16:37	本日、今後の対応としてホワイトボードで確認した内容については、
3:16:44	ちょっといつまでというところを今の時点で、
3:16:51	決める必要もないかなっていうところはありますけど、あんまり、
3:16:56	時間をかけてもしょうがないので、
3:16:58	2週間ぐらいで、まずは、
3:17:02	対応していただけるかなっていうところは、希望としてあります。
3:17:08	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:17:11	ただ、今日の内容を含めて、
3:17:18	資料にはなってないですけど、協会、口頭で確認した内容含めて、
3:17:24	審査会合の場では、ある程度その口頭で補足していただきながら、
3:17:31	説明をしていただかないと、同じ話を繰り返すことになってしまうので、
3:17:36	11月28日一井の審査会合は、今日の資料をナンバーリングし直した。
3:17:44	で、口頭で補足等しながら説明をしていただきたいというふうに思いますので、
3:17:50	説明が歯抜けたところなんかは、
3:17:54	我々の方も、改めて審査会合の場で、
3:17:57	聞くことになるかもしれませんが、そこら辺はご了承ください。で、直接その話を、
3:18:08	あまり審査会合の宿題にしたいわけではないので、抜けなく、
3:18:12	話をされた方が、いいかなというふうに思ってます。
3:18:18	その辺は、よろしく願いますという
3:18:24	それで
3:18:25	11月28日の審査会合については先ほど言いましたように今日の資料、
3:18:31	ー1はいらないと思いますけど、
3:18:34	資料の2以降、
3:18:37	資料6があるかどうかちょっとわかんないんですけど、含めて、
3:18:43	まとめ資料は、
3:18:48	主、
3:18:49	修正版として出す。
3:18:52	用意できるのであれば、出していただいてもいい、いいですけど、
3:18:57	追加分とか修正分ですって形で積んでいただいても別に資料をですね、案のところは、受振そこは体裁はとりません。
3:19:06	九州電力にお任せします。で、
3:19:11	内容としては、
3:19:15	7月20日の審査会合としては適用条文の整理のところまでを議論の中心にしていたので、今回は、
3:19:24	申請条文の説明、
3:19:25	のところから、
3:19:27	入っていただきたいんですけど。
3:19:29	具体的に話をするのは、今日やった放射線被曝関連のところの質疑になると思いますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:19:38	説明としては、申請条文としてこんなものを選んでいて、
3:19:43	こんな条文をこういうふうに出していますっていう、簡単な概要説明は一通りはしていただきたいというふうに
3:19:52	その上で、こちら側から、まずは放射線被ばく管理のところに、
3:19:58	中心にっていう形で、
3:20:02	いう形にしたいなというふう
3:20:04	ております。
3:20:07	やり方としてはそんな感じかなというふうに思いますけれども、九州電力の方から、
3:20:15	審査会合に向けて、
3:20:17	あと何か確認しておきたいこと等ありましたら、
3:20:22	言っていっていただければなど。
3:20:29	九州電力中園でございます。
3:20:31	審査会合向けの資料につきましては本日の資料をナンバリングし直す、あと、補足説明資料については、
3:20:41	入れ込めるのであれば入れ込むっていう形っていうふうに、今おっしゃっていただいたんですけど、例えば資料2とか当社の方でちょっと誤記があった分とかですねそういう軽微な部分も、
3:20:54	可能な限り反映はしてよろしいということでしょうか。
3:20:59	規制庁スズエニツアノ資料の修正はやめてもらいたいです。
3:21:03	先ほど言った紙資料5を、補足説明の全体に溶け込ませないですけど、
3:21:09	修正をかけられると、我々これから庁内に説明をして回った内容と違うものが資料が出てきて、所見になってしまうので、それはやめたいということです。ただし、
3:21:21	先ほど言ったように、今日までの事実確認として、
3:21:25	確認できた内容を一切無視して説明しても、時間の無駄になっちゃうので、
3:21:31	その辺は口頭で、公開であるけど、実際はこういう内容、
3:21:36	だっていうことで今後は修正していく予定ですよっていうような予定として説明を補足していただければと。
3:21:48	資料については、
3:21:50	全部説明しろというわけではないので、申請の
3:21:54	内容についてこういったところを申請していますっていう話と、
3:21:59	その申請してる内容の概要だけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:02	適合性説明みたいなところを説明していただければ、これ、確か 1 回目の審査会合で適合説明の資料とか、
3:22:11	何かわざわざパワポで作って、
3:22:13	説明されたと思うんですけど、今回もうすでにあるので、
3:22:17	わざわざ作る必要ないですけども、そういう説明をしていただければいい。
3:22:20	そういうこと。
3:22:25	九州電力のタケツグでございます。
3:22:28	流れ流れっていうかちょっと、
3:22:32	説明の流れを確認させていただきたいんですけど、初回の審査会合で、適合性の説明を一旦させていただきましたが、その後の、
3:22:41	審査会合でのコメントで、燃料については幅広に書く、改めて確認するというので改めて整理しましたので、
3:22:49	改めて整理したという結果でもう一度、適合性説明を、からするというので次の審査会合ではそれを行うということによろしいですか。
3:22:58	はい規制庁スズキですというつもりです。正しい先ほどの最後の確認したように、確認というか、お話ししたように、ただ申請条文の選定についてはまだ、
3:23:10	整理しきれしていない。
3:23:12	可能性があるんで、ちょっと、
3:23:14	疑問があるっていうところはちゃんと、
3:23:17	話をした上で今後改めて、
3:23:20	過不足あれば、そこについては、
3:23:23	別途確認をしていくってことにしたいというふうに
3:23:29	はい。
3:23:30	では九州電力勝で承知しました。
3:23:34	申請条文を選ん選びましたという、そして行政をこうい
3:23:40	こうしますという説明まではいいいんですけども、その後、
3:23:46	条文整理表、
3:23:49	の説明に入った際に、今回被ばく関連のテーマということで、条文整理表の中身の説明については被ばくに絞って、
3:23:57	概要を説明するような形でよろしいでしょうか。
3:24:03	規制庁スズキアノ条文整理表については、バツのところは、
3:24:09	別に言う必要は、初めからす。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:24:13	必要はないと、九州電力は思ってるわけなので、申請条文の話だけされれば良いと思う。
3:24:20	資料として積んであってそこについて我々疑義があれば、
3:24:24	資料2を1町の資料2を持ち出して、
3:24:27	バツのところについて聞いたりするかもしれませんが、
3:24:31	ただ、九州電力としてはもうバツで落としている。
3:24:34	いるっていう。
3:24:35	そういう、
3:24:37	スタンスだと思いますんで、申請してないことを一生懸命説明する必要はない。
3:24:45	オオキイシ電力タケツグです。となると、被ばくではなくとりあえず申請条文については一通りご説明させていただいてその上で、
3:24:54	NR側からは、被ばく関連の質問をされるという理解でしょうか。
3:25:01	規制庁それでそういうつもりでいます。はい。
3:25:13	荘司いたしました。
3:25:17	ので一応細かいところで資料3の変更内容の資料については以前審査会合資料としては一度出しているもので今回ちょっと、
3:25:26	燃料の取り扱いのところの説明と地域してる。
3:25:30	のみになりますとねちょっと追記しましたというぐらいの説明をするのかなと考え、
3:25:36	ます。以上です。
3:25:40	はい、規制庁都築です。はい。
3:25:42	前回までの資料をアップデートしてるのであればそこについて説明していただく分には丁寧でいいと思いますので、お願いしたいと。
3:25:52	ほかーわい。
3:25:56	よろしいですか。
3:26:07	発電本部側もよろしいですか、スケジュール的なものと審査会今後審査会を設けてっていう
3:26:15	ところにつきまして、
3:26:17	当然関係しているタケツグです。
3:26:19	前回の審査会合なんですけどもその際に、適用条文についての、
3:26:26	当社と川野麻生があるところをコメントをもらっていたのと、あともう1点
3:26:35	燃料取扱設備、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:26:37	どの設備がどの燃料対象にするのかっていうのを整理することというコメントをいただいたと。
3:26:42	思っておりますが、その前の前者の方は、
3:26:46	今回条文整理表を修正したものを提出しますので修正してきましたという回答するのかなと考えておりますが、
3:26:53	その燃料取扱設備の方は、そのコメントを受けて8月22日に整理した資料を出してはいるんですけどそこについてはまだ御説明とはしておりませんので、
3:27:05	まだそちらについては未回答という扱いになるのかなと考えておりますがそれでよろしいでしょうか。
3:27:12	吉尾規制庁スズキです
3:27:15	適用情報のところは、もうすでに確認できたものというふうに思ってたけど一応、審査会合で言ったので、
3:27:25	説明されるっていうところについては、言っていた方が、
3:27:29	いいかもしれませんので、
3:27:31	そこだけ。
3:27:35	何か、
3:27:36	資料を作られて、
3:27:39	説明をされる感じになりますかね。
3:27:44	作るのであれば、パワーポイントでこういうコメントがあって条文整理を修正しましたと書いてあるだけの資料を作って条文整理表を読むという形になるのかなと思いますけれども、
3:27:55	規制庁スズキですわかりましたじゃそこおまかせします別に資料、
3:28:00	2の方で整理してきましたっていう、
3:28:04	だけでも別に構わないかなって気がしますけど
3:28:07	前回の、
3:28:09	積み残しですっていうところだけ何か、
3:28:12	書いといてもらって、
3:28:17	答えは、資料2で回答しますみたいなんでもうち構わない。
3:28:24	資料パンフ、
3:28:26	こういうコメントがありましたという資料がなくても条文整理表、
3:28:32	適用条文を修正してきましたというようなご説明する佐田ということでも良いという、別に口頭でも言いましたそのようにしようかと思えます。
3:28:43	あと、
3:28:44	燃料大学開設の方はまだということよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:28:48	はい。そこはもう提出していますっていうことだけ言ってくれば、
3:28:53	こちら側は今確認中なんですっていう。
3:28:56	話をしますので、
3:28:59	承知しましたヒアリング。
3:29:03	うん。資料まとめてヒアリング資料として提出をしておりますということだけ言うとおりますが、
3:29:18	はい、以上です。
3:29:19	ございますか。
3:29:22	はい。
3:29:26	たびたび、九州電力福沢ですちょっと確認したいんですけども、さっき申請所審査会合の中で、申請条文の
3:29:37	話を、概要、
3:29:40	九州電力として申請条文はこれなんですっていうのを説明して欲しいって言った内容に関してなんですけどそこについては、
3:29:52	朝、初回の審査会合で行ってた。
3:29:58	要求事項と設計方針があって、
3:30:03	そういう何か結果みたいな話まで、その場で説明とかは、
3:30:11	もうそこまでは、
3:30:13	いらないうって所です。結果という意味はよくわからない。
3:30:17	今のそのわざわざ作る必要もなく資料4。
3:30:21	でき上がってると思ってるので、
3:30:24	一応読んで、
3:30:26	説明している。
3:30:27	されればもう全部含んじゃうんじゃないかなと思う。
3:30:31	けど、
3:30:33	わかりました。じゃあ、はい、大丈夫です。
3:30:47	九州電力の方、よろしいですね。
3:30:50	規制庁側から、今後の予定として、他によろしいですか。はい。
3:30:56	衛藤。
3:30:58	こちら側も、
3:31:00	他はありませんので、これで、
3:31:03	ヒアリング終わりにしたいと思います。どうもありがとう。
3:31:10	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。